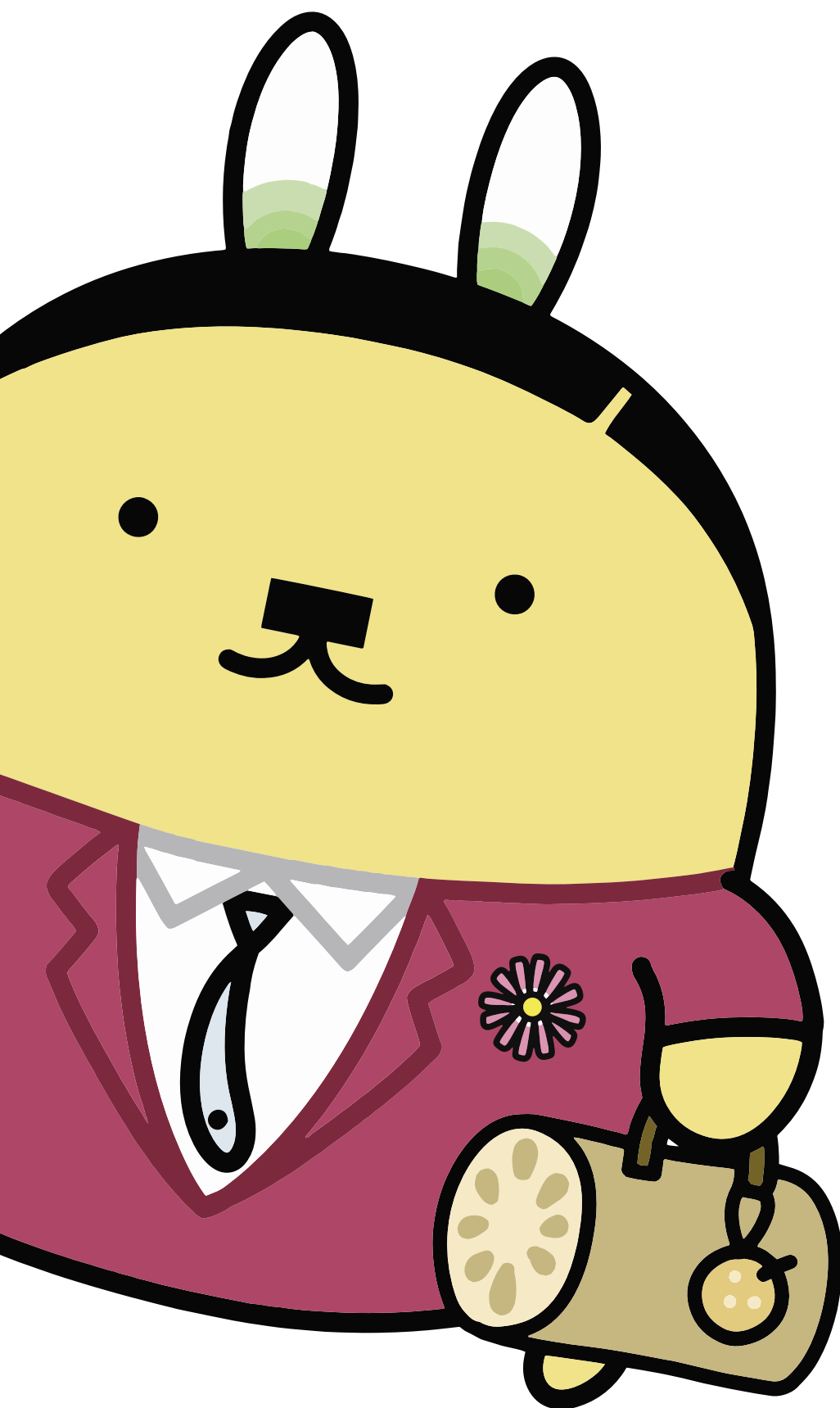


松茂町教育振興計画

第3期



令和3年3月
松茂町教育委員会

■目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の推進体制	2
(1) 家庭・地域・学校・教育委員会の連携	2
(2) 情報の共有	2
(3) 評価の実施・計画の見直し	3
(4) 全町的な計画の推進及び国・県との連携	3
(5) 教育行政に関する情報発信の充実	3
5 教育を取り巻く時代の潮流	4
(1) 人口減少と少子高齢化の進行	4
(2) 高度情報化の進展	4
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の実現	5
(4) グローバル化に対応した教育の推進	5
(5) 地球環境問題に関する学習の推進	5
6 国・県の動向	6
(1) 国の動向	6
(2) 県の動向	9
第2章 本町の現状	10
1 人口の動向	10
(1) 総人口の推移	10
(2) 推計人口	11
(3) 園児数の推移	12
(4) 児童生徒数の推移	12
(5) 乳幼児数の推計	13
(6) 児童生徒数の推計	13
2 未来を生き抜く力の育成	15
(1) 幼児教育の充実	15
(2) 道徳・人権・いのちの教育の充実	16
(3) いじめ防止と不登校の予防的対応の推進	16
(4) キャリア教育の充実	17
3 確かな学力の育成	18
(1) 確かな学力の定着・向上	18

(2) 教育内容の充実	19
(3) 教育施設の整備	20
(4) 教職員の資質向上	20
4 健全な体の育成と体力づくりの推進	21
(1) 健全な体の育成	21
(2) 食育の推進	22
(3) スポーツ活動の活性化	23
5 こころ豊かな人間性の育成	24
(1) 人権教育の充実	24
(2) 環境教育の充実	24
(3) 生涯学習活動の充実	25
(4) 生涯学習団体の育成	26
(5) 青少年活動の推進	26
6 松茂町を愛するこころの育成	27
(1) 家庭・地域・学校・教育委員会の連携	27
(2) 文化・芸術活動の推進	28
(3) 文化財保護・伝統文化の継承	29
7 アンケート調査結果	30
(1) 住民の教育施策の「重要度」・「満足度」	30
(2) 保護者の教育施策の「重要度」・「満足度」	31
(3) 子どもの道徳心や公共心	32
(4) 希望する子どもの育ち方	32
(5) 幼小中の教育で身につけてほしい能力や態度	32
(6) 不登校への対応について	32
(7) 子どもの情報機器の使用状況	32
(8) 家庭と地域のかかわりの変化について	33
(9) 教育の場面での協力意向	33
(10) 生涯学習について	33
(11) 町が力を入れるべき教育施策について	33
第3章 基本理念と体系	34
1 基本理念	34
2 基本目標	36
(1) 未来を生き抜く力の育成	36
(2) 確かな学力の育成	36
(3) 健全な体の育成と体力づくりの推進	36
(4) こころ豊かな人間性の育成	36
(5) 松茂町を愛するこころの育成	36

3 施策体系	37
第4章 目標ごとの施策	38
1 未来を生き抜く力の育成	38
(1) 幼児教育の充実	38
(2) 幼児教育における連携強化	40
(3) 道徳・人権・いのちの教育の充実	41
(4) いじめ防止と不登校の予防的対応の推進	42
(5) キャリア教育の充実	43
2 確かな学力の育成	44
(1) 確かな学力の定着・向上	44
(2) 教育内容の充実	45
(3) 教育施設の整備	49
(4) 教職員の資質向上	50
3 健全な体の育成と体力づくりの推進	52
(1) 健全な体の育成	52
(2) 食育の推進	54
(3) スポーツ活動の活性化	55
4 心豊かな人間性の育成	56
(1) 人権教育の充実	56
(2) 環境教育の充実	57
(3) 生涯学習活動の充実	58
(4) 生涯学習団体の育成	59
(5) 青少年活動の推進	60
5 松茂町を愛するところの育成	61
(1) 家庭・地域・学校・教育委員会の連携	61
(2) 文化・芸術活動の推進	63
(3) 文化財保護・伝統文化の継承	64
資料編	66
1 アンケート調査結果	66
2 松茂町教育振興計画策定委員会 設置要綱	76
3 松茂町教育振興計画策定委員会 委員名簿	77

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

技術革新の進展、生活意識の変化と価値観の多様化、地球規模での環境問題の深刻化、自然災害の頻発など、私たちの身の回りの環境は急速に変化し、これからの社会を生き抜くために必要な力も見直しが必要になってきています。

このような中、教育分野においては、子どもたちがこころ豊かに学ぶことができ、生涯学習分野においては、人々が生涯にわたって、自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境の整備が求められています。

こうした中、国においては、平成18年に約60年振りとなる教育基本法の改正を行い、教育の目標や新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受けて平成20年に「教育振興基本計画」、平成25年に「第2期教育振興基本計画」、平成30年に「第3期教育振興基本計画」が策定され、教育改革を最重要課題のひとつとして取り組みが進められています。

また、県においては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正を受け、平成27年12月に「徳島教育大綱」を策定しました。この教育大綱で示された県教育の基本方針等を踏まえるとともに、第2期計画の成果と課題、社会情勢の変化等も踏まえて、平成30年3月に「徳島県教育振興計画（第3期）」を策定し、とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる「人財」の育成に向けた取組を進めています。

本町では、これまで第1期、第2期の「松茂町教育振興計画」に基づき、各種教育施策を推進してきましたが、「松茂町教育振興計画 第2期 『元気！ あたたか松茂』教育プラン」は、令和2年度で終了することから、国・県の動向とこれまでの取組の成果と今後の課題を踏まえ、改めて本町の教育施策の方向や目標を定め、今後推進すべき施策を示した新たな「松茂町教育振興計画」（第3期）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づき市町村が策定する「市町村教育振興基本計画」です。「第五次松茂町総合計画」をはじめ、国の「第3期教育振興基本計画」、県の「徳島県教育振興計画（第3期）」、その他関連計画との整合を図り、策定しました。

また、本計画の基本理念と基本目標は松茂町教育大綱を示し、目標ごとの施策はそれを達成するために必要な主要施策の具体的指針を定めたものです。

3

計画の期間

本計画は、県の教育振興計画が5年であること、また、現在の社会情勢や教育環境の変化等を考慮し、令和3年度を初年度、令和7年度を目標年度とする5年の計画とします。

ただし、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
国	第3期教育振興基本計画 (平成30～令和4年度)	(次期計画) →								
県	徳島県教育振興計画(第3期) (平成30～令和4年度)	(次期計画) →								
本町	松茂町教育振興計画 第3期 (令和3～7年度)									
					見直し	松茂町教育振興計画(次期)				
	第五次松茂町総合計画 (平成28～令和7年度)					(次期計画) →				

4

計画の推進体制

本計画を着実に推進するための体制・取組は次のとおりです。

(1) 家庭・地域・学校・教育委員会の連携

本計画の推進は、家庭・地域・学校・教育委員会及び関係する組織・団体がそれぞれの役割を果たし、協働によって進めていくことを基本とします。そのため、多くの意見や幅広い方々の参画を得ながら、本町の教育行政のレベルアップを図ります。

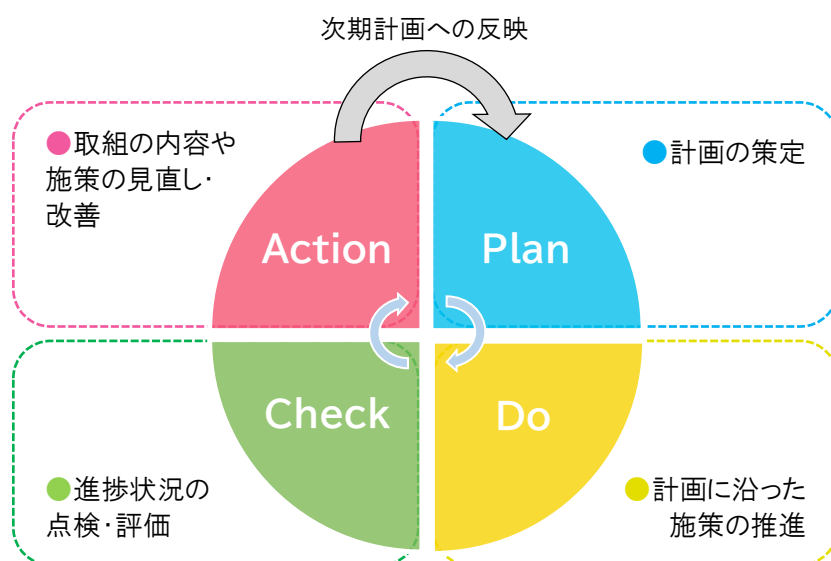
(2) 情報の共有

開かれた教育委員会、開かれた学校運営を進めるため、本計画の進捗状況、教育委員会の方針、幼稚園や学校運営に関する情報については、町民や地域への情報提供を積極的に行います。また、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校間の交流と連携を一層促進します。

（３）評価の実施・計画の見直し

本計画に掲載する施策については、教育委員会において実施状況や成果の評価を行い、結果について町民に公表します。また、既に小中学校で導入されている学校評価制度の一層の定着と活用を図ります。

さらに、教育委員会を中心に、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めるとともに、本計画の最終年度である令和7年度には、各施策の評価結果に基づき、本計画の見直しを行います。



（４）全町的な計画の推進及び国・県との連携

教育委員会を中心に行政内関連部署と緊密に連携し、本計画・施策を着実に推進します。また、国・県をはじめ、庁外を含む関係機関との積極的な連携を図り、より質の高い教育行政を推進します。

（５）教育行政に関する情報発信の充実

学校・家庭・地域が連携した効果的な教育活動を実践するため、教育行政における具体的な教育施策・事業の推進にあたっては、教育委員会や各園・学校からの情報発信の充実を図ります。

5

教育を取り巻く時代の潮流

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20 年をピークとして減少局面に入り、平成 27 年国勢調査では、調査開始以来、初めての人口減少を記録しました。また、出生率の低下による少子化と平均寿命に延伸による高齢化が同時に進行する少子高齢化が続いています。

松茂町においても、緩やかではありますが、人口減少と少子高齢化が進行しています。

人口減少と少子高齢化の進行は、働く世代の減少による経済力や地域活力の低下や、家庭における養育力の低下につながるなどが懸念されます。また、多世代世帯の減少と共働き世帯の増加などにより、地域の中で、子どもを通じた付き合いが減少しています。

このため、家庭・学校（園）・地域が連携・協働した地域全体で子どもを育てる地域教育力の向上と家庭教育支援の充実が求められます。

世界に類を見ない超高齢社会を迎えている我が国においては、今後も医学の進歩や生活水準の向上により、「人生 100 年時代」の到来が予測されています。様々な社会的変化を乗り越え、人生 100 年時代をより豊かに生きるため、生涯の様々なステージで必要となる能力を身に付け、発揮することが重要となります。誰もがいくつになっても学び直し、身に付けた知識・技能を生かし、地域において協働し、地域社会の諸課題解決のために活動するなど、一人ひとりが生涯にわたって活躍できる社会の実現が求められます。

(2) 高度情報化の進展

現在の社会は知識基盤社会と言われ、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要となっていますが、この知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増しています。令和 12 年頃には、I o T（Internet of Things）やビッグデータ、人工知能（A I）等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく「超スマート社会（Society 5.0）」の到来が確実視されています。

国では、わが国のデジタル化が諸外国に比べ遅れているとの認識を示し、令和 3 年 9 月にデジタル庁の発足を予定しています。また、文部科学省においては、学校における I C T 利活用は世界から後塵を拝している状況との認識の下、Society 5.0 時代を生きる子どもたちにとって、教育における I C T を基盤とした先端技術の活用は必須であるとし、全国一律の I C T 環境整備を進める G I G A スクール構想の実現に向けた取組を進めています。

松茂町においても、1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備とともに、教育現場におけるこれらの機器を利活用する技術・能力を高め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、子どもたちの資質・能力を一層確実に育成できる I C T 環境を実現することが求められます。

また、令和元年 6 月に閣議決定された「統合イノベーション戦略 2019」では、A I やロボッ

トなどのデータ駆動型社会の到来に伴い、数理・データサイエンス・AIに係る知識・素養が、社会生活の基本的素養である「読み・書き・そろばん」と同様に極めて重要になっているとし、これからの社会の中で生きていくために必要な力の育成に向け、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育※を推進し、具体的な社会課題と紐付けながら学習する環境を確保するとの方針が示されています。

松茂町においても、教育の継続性や普遍性も考慮に入れながら、今後の新たな基礎的知識基盤を意識した人材育成改革を推進する必要があります。

（３）持続可能な開発目標（SDGs）の実現

国際連合は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐるグローバルな諸課題の解決を令和12年までに目指すため、17項目からなる持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を平成27年9月の国連サミットで採択しました。

17項目の持続可能な開発目標のうち、目標4は教育分野に関する目標となっています。目標4は、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」とし、10のターゲットが示されています。このうち、ターゲット4.7では、「持続可能な開発のための教育などを通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」とされ、教育と学習はSDGsを達成するための担い手づくりへの鍵とされています。

松茂町においても、教育行政も含めたすべての行政分野で、SDGsを原動力とした持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組の推進が求められます。

（４）グローバル化に対応した教育の推進

情報通信や交通分野での技術革新により、あらゆる場所でグローバル化は加速し、人々の生活圏も広がっています。また、世界の国々の相互関係と依存の度合いは急速に高まっています。

このため、松茂町においても、外国語学習によるコミュニケーション能力の育成や、外国の人々や異文化を理解し尊重できる児童生徒を育成するための国際理解教育の推進が求められます。

（５）地球環境問題に関する学習の推進

自然災害の多発などを背景に、人類の将来にとって大きな脅威となる地球規模での環境問題に対する意識が高まっています。環境に配慮した生産様式や生活様式の普及に向けて、一人ひとりが環境問題を意識し、行動することが求められています。

松茂町においても、河川・海洋等の自然環境の保全や生物多様性の確保をはじめ、環境に配慮したライフスタイルの確立など、環境意識の高揚を図る教育・学習の推進が求められます。

※STEAM教育：Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育（令和元年5月 教育再生実行会議 提言より）

(1) 国の動向

① 教育基本法の規定に基づく「教育振興基本計画」の策定

平成 18 年に「教育基本法」が改正され、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの今日的な課題を踏まえ、教育の基本理念が示されました。この理念の実現に向けて、「教育基本法」の規定に基づき、国の教育に関する総合的な計画として平成 20 年に初めての「教育振興基本計画」を策定しました。その後、様々な社会情勢の変化や、東日本大震災の発生などを踏まえ、平成 25 年 6 月に「第 2 期教育振興基本計画」を策定し、「教育基本法」の理念の実現に向けた諸施策を総合的・計画的に実施してきました。

② 第 3 期教育振興基本計画

平成 30 年 6 月、国の第 3 期教育振興基本計画が閣議決定されました。第 2 期教育振興基本計画で掲げた「自立」、「協働」、「創造」の 3 つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、「人生 100 年時代」「超スマート社会 (Society 5.0)」の到来といった、令和 12 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の重点事項を示すとともに、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化するため、今後の教育政策の中心に据えて取り組むとされています。また、今後の教育政策に関する基本的な方針として 5 つの基本方針を提示しました。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 方針 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 方針 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 方針 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 方針 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 方針 5 教育政策推進のための基盤を整備する

③ 学習指導要領の改訂

国は、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定める学習指導要領を平成 29 年 3 月に改訂しました。

新しい学習指導要領に基づく教育課程の編成について、幼稚園は平成 30 年度、小学校は令和 2 年度から全面実施されており、中学校は令和 3 年度から全面実施されます。

新しい学習指導要領では、教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるように

なるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指すものとなっています。

また、新しい学習指導要領では、自分たちを取り巻く様々な社会の課題に向き合い、解決しようとする資質・能力を育むために、「言語能力の育成」「外国語教育」「プログラミング教育」「理数教育の充実」「道德教育」「伝統や文化に関する教育」「体験活動」「キャリア教育」の充実などを図ることとしています。

④ 教育委員会制度

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（改正法）」が平成26年に成立し、平成27年4月1日に施行されました。

改正法のポイントは、①新「教育長」の設置による教育行政における責任体制の明確化、②教育委員による教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化（議事録の作成・公開等）、③「総合教育会議」の設置による首長との連携の強化、④教育に関する「大綱」の策定による教育政策に関する方向の明確化などの見直しが行われました。

① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

⑤ 学校と地域の連携・協働

中央教育審議会は、平成27年12月に「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」を取りまとめました。答申では、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、コミュニティ・スクールを目指すべきであること、また、全小・中学校区をカバーする領域において、地域における学校との協働体制として、地域学校協働本部（仮称）の構築を目指すべきであることを提言しました。

⑥ 小中一貫教育の制度化

平成28年4月に、学校教育法の一部が改正・施行され、これまでの小学校、中学校などに加え、小学校課程から中学校課程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校として「義務教育学校」が新たな校種として位置付けられました。これにより、学年区分の変更や指導内容の入れ替え・移行、独自教科の設定など、柔軟な学校運営ができるようになりました。また、関係政省令も改正され、独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を行うことができるようになりました。

⑦ 新しい地域づくりに向けた社会教育の振興

中央教育審議会は、平成 30 年 12 月に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」を取りまとめました。答申では、人口減少やコミュニティの衰退を受けて、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められる中、『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりが一層重要であるとしています。その上で、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」が提示され、学びの場への地域住民の主体的な参画を得ることや、首長部局、学校、NPO、企業等の多様な主体がこれまで以上に連携・協働すること、これらを実際に主導するため様々な取組を企画・実施する専門性ある人材の活躍を促進することが重要としています。また、社会教育施設については、従来の役割に加え、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組等の拠点としての役割が求められていくとしています。

⑧ 教育再生実行会議

教育再生実行会議は、21 世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するため、平成 25 年 1 月から内閣総理大臣が開催しているもので、令和元年 5 月までに十一次にわたる提言を行っています。これらの提言を受け、既にいじめ防止、教育委員会改革、義務教育学校の制度化、教師の養成・採用・研修の一体改革等について法改正等がなされるなど、様々な施策が実施に移されました。

⑨ 学校における働き方改革

中央教育審議会は、平成 31 年 1 月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革について（答申）」を取りまとめました。答申では、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、学校における働き方改革の目的を実現するため、「1.勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進」「2.学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」「3.学校の組織運営体制の在り方」「4.教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革」「5.学校における働き方改革の実現に向けた環境整備」等の総合的な方策が提言されました。

(2) 県の動向

徳島県教育委員会は、国の計画を参酌する中で平成 20 年 10 月、県教育の目指すべき方向を明らかにするとともに、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する指針として 1 期目となる「徳島県教育振興計画」（平成 20 年度～24 年度）を策定しました。

さらに、平成 25 年 3 月には「徳島県教育振興計画（第 2 期）～阿波っ子みらい教育プラン～」(平成 25 年度～29 年度) を策定しました。

平成 27 年 4 月 1 日には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正を受け、徳島県では、平成 27 年 12 月に「徳島教育大綱」を策定し、教育施策の根本となる基本方針を定めるとともに、「徳島県教育振興計画」は、「徳島教育大綱」の行動計画として位置付けられることとなりました。

その後、教育大綱で示された県教育の基本方針等を踏まえるとともに、第 2 期計画の成果と課題、社会情勢の変化等も踏まえて、平成 30 年 3 月に「徳島県教育振興計画（第 3 期）」を策定されました。第 3 期計画は、「とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる『人財』の育成」を基本方針とし、計画期間は平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間となっています。

さらに、徳島県では、平成 27 年 12 月の策定からの社会情勢や教育情勢の変化を踏まえ、令和元年 8 月に新たな徳島教育大綱を策定しています。

徳島教育大綱の基本方針

「徳島ならではの」教育により、大きな夢や高い目標を持って、未知の世界に果敢に挑戦する、本県の宝である「人財」の育成を目指します。

**未知の世界に果敢に挑戦する、
夢と志あふれる「人財」の育成**

「人財」の具体像

- ① 人口減少の進行や、超スマート社会「Society5.0」の到来など、社会のあり方が大きく変わる中で、自らの将来をしっかりと見据え、未知の事象に対しても果敢に挑み、主体的に課題を解決していく力を身につけ、

「未来を切り拓いていく人財」

- ② 人と人、人と地域のつながりの中で、多様性を認め合い、他者を思いやる心と健やかな体を育むとともに、生涯を通じて学び、成長を続けながら、

「新たな価値を創造していく人財」

- ③ 本県の豊かな自然や世界に誇るあわ文化などの魅力を実感し、徳島への郷土愛や誇りを持ち、持続可能な社会づくりの担い手として、

「地域を輝かせる人財」

資料：徳島県教育大綱

第2章 本町の現状

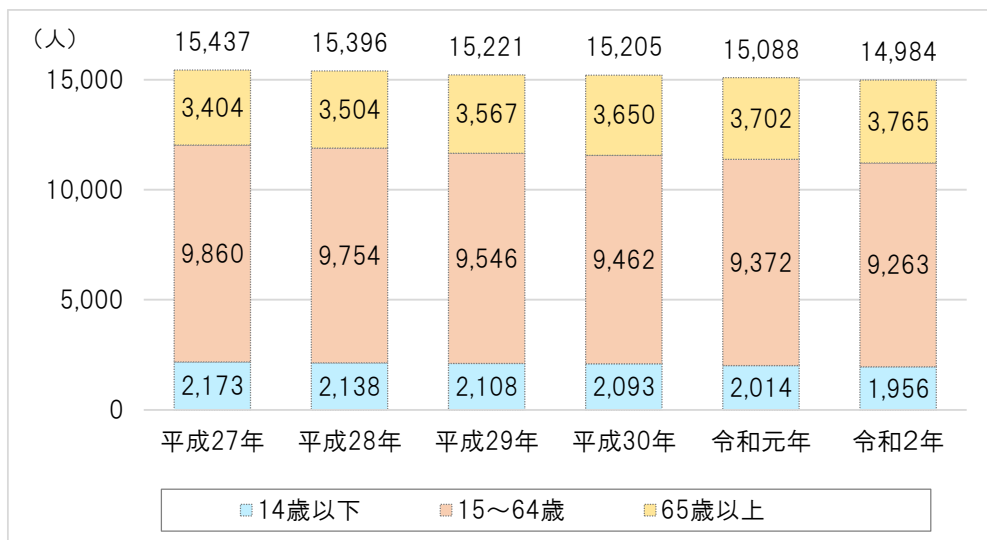
1 人口の動向

(1) 総人口の推移

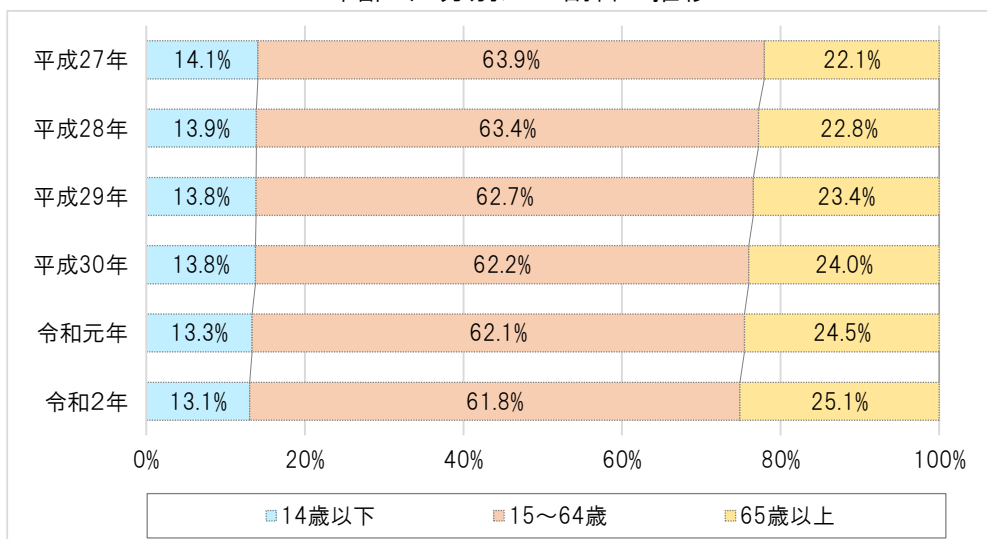
総人口の推移をみると、微減傾向にあります。令和2年には、15,000人を下回り、14,984人となっています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、14歳以下の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は徐々に低下する傾向にあり、65歳以上の高齢者人口の割合は上昇傾向にあります。

■ 年齢3区分別人口の推移



■ 年齢3区分別人口割合の推移



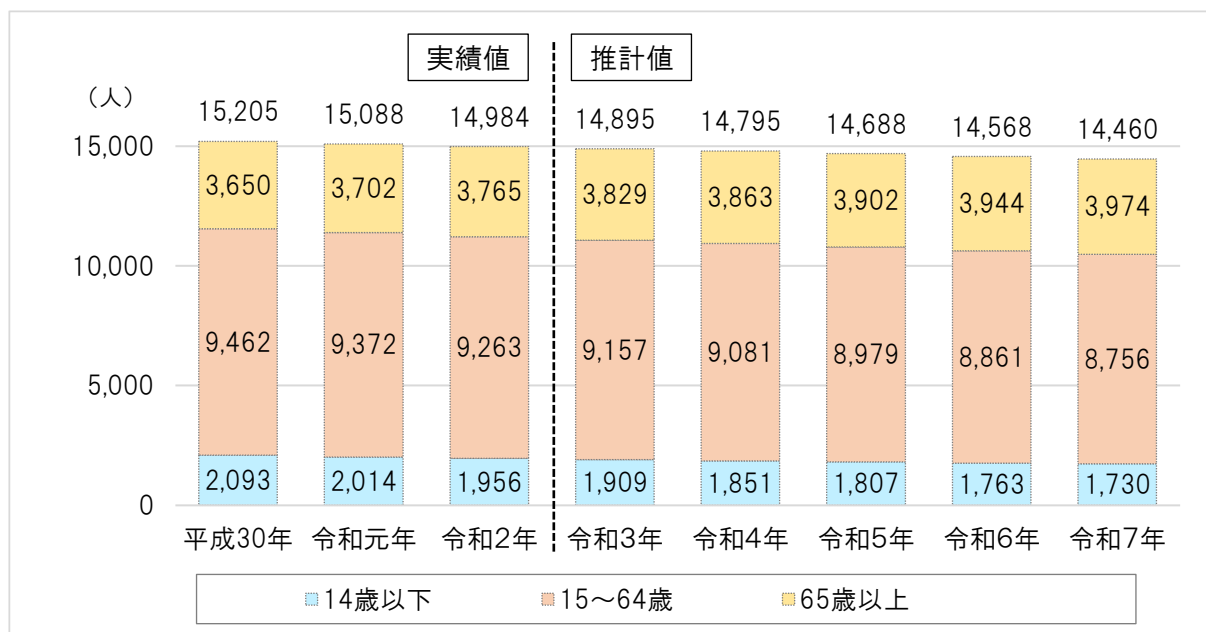
資料：住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

(2) 推計人口

推計人口をみると、令和3年以降、令和7年まで微減傾向で推移すると見込まれます。年齢3区分別にみると、14歳以下の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の高齢者人口は増加する見込みとなっています。

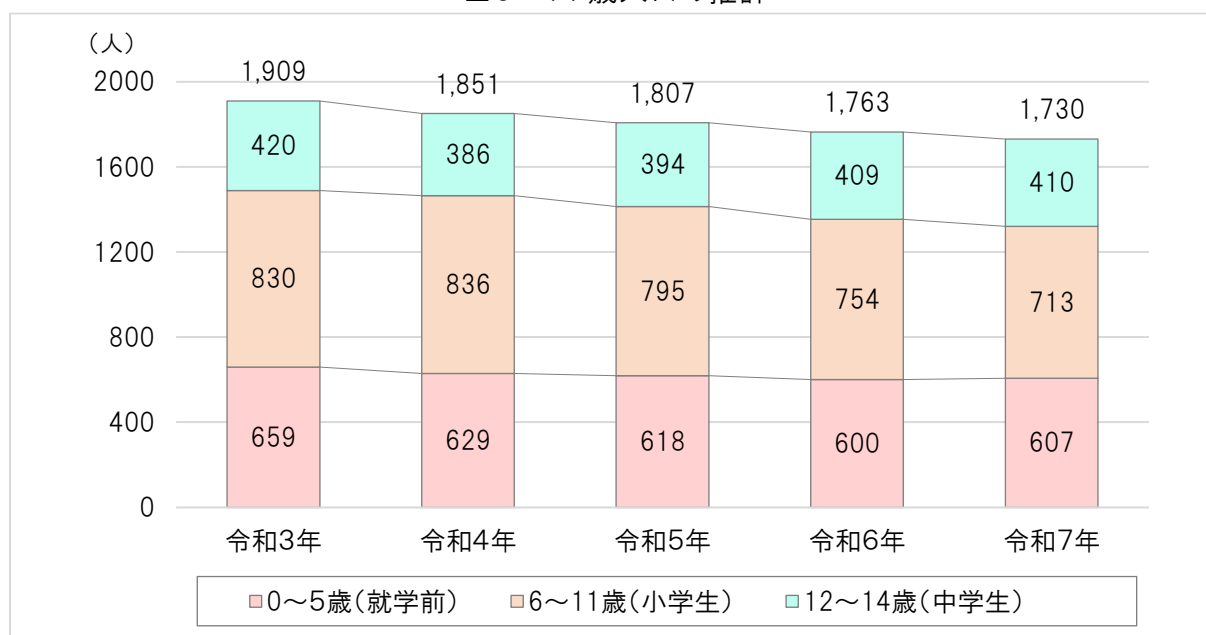
園児、児童生徒の対象年齢となる0～14歳以下の推計人口をみると、各層とも徐々に減少する見込みとなっています。

■ 総人口の推計



資料：平成30～令和2年は住民基本台帳人口（各年10月1日現在）
令和3～7年は推計値（住基人口を基にコーホート変化率法により算出）

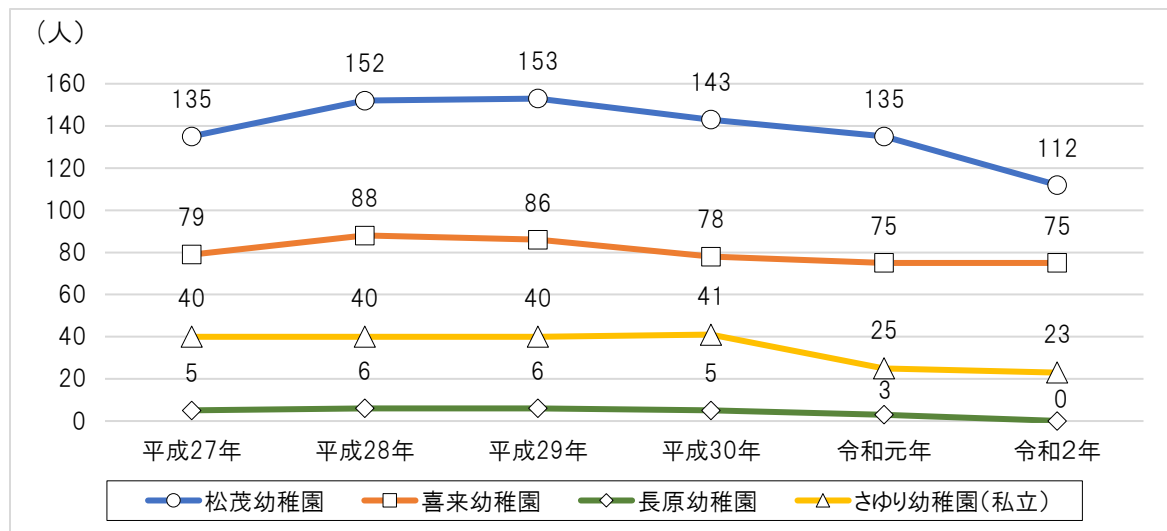
■ 0～14歳人口の推計



資料：住基人口を基にコーホート変化率法により算出

(3) 園児数の推移

園児数の推移をみると、松茂幼稚園は平成29年をピークに減少傾向、喜来幼稚園は令和元年、令和2年と横ばい傾向、長原幼稚園は平成30年以降減少傾向、さゆり幼稚園（私立）は令和に入り減少傾向となっています。

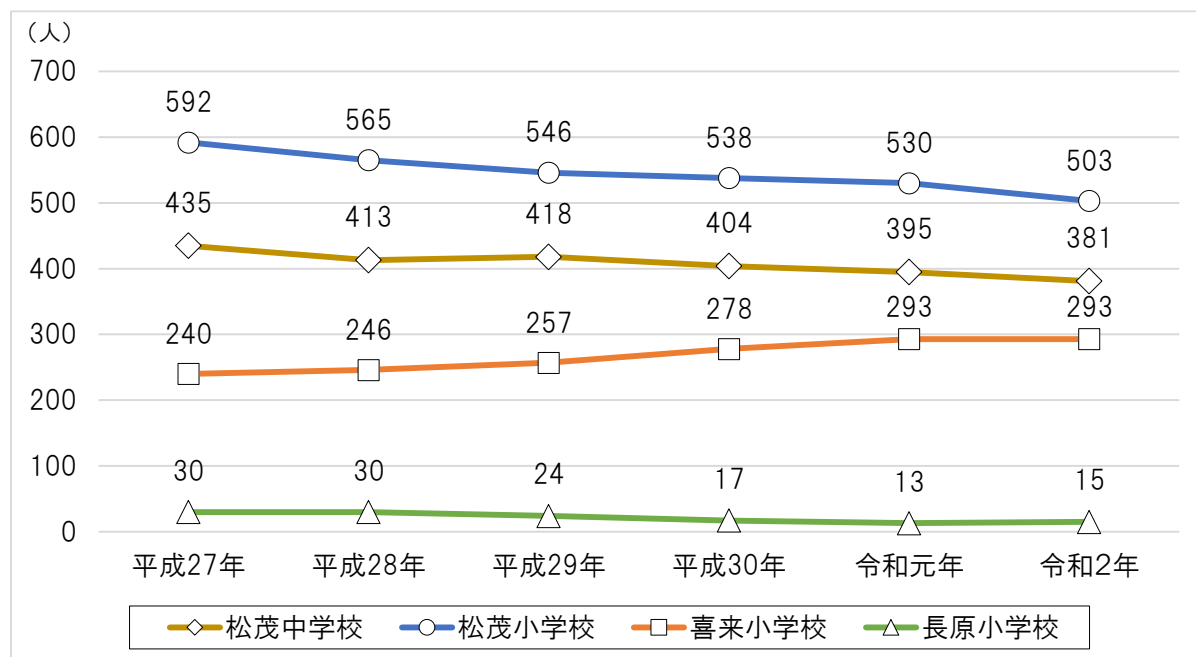


資料: 松茂町教育委員会

(4) 児童生徒数の推移

小学校児童数の推移をみると、松茂小学校と長原小学校は微減傾向、喜来小学校は令和元年まで増加が続き、令和2年は横ばいとなっています。

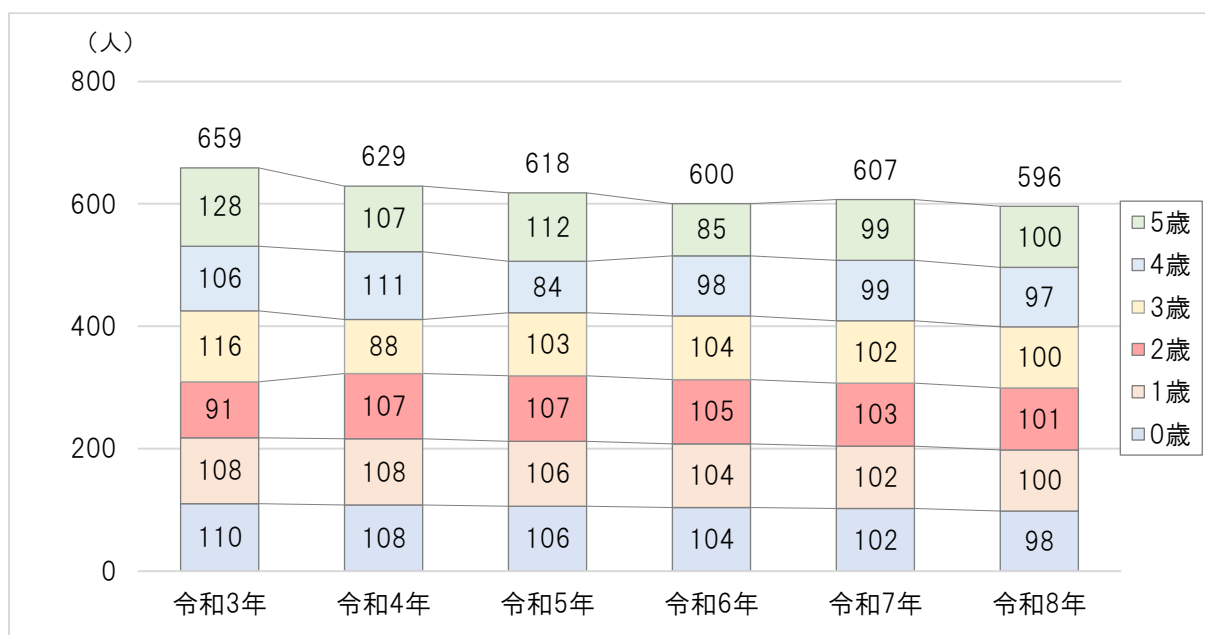
中学校生徒数の推移をみると、平成29年に一旦増加しましたが、平成30年以降は減少傾向となっています。



資料: 松茂町教育委員会

(5) 乳幼児数の推計

0～5歳の乳幼児数の推計をみると、令和6年までは微減傾向、令和7年は微増となる見込みですが、基調としては微減傾向で推移し、令和8年には596人となる見込みです。

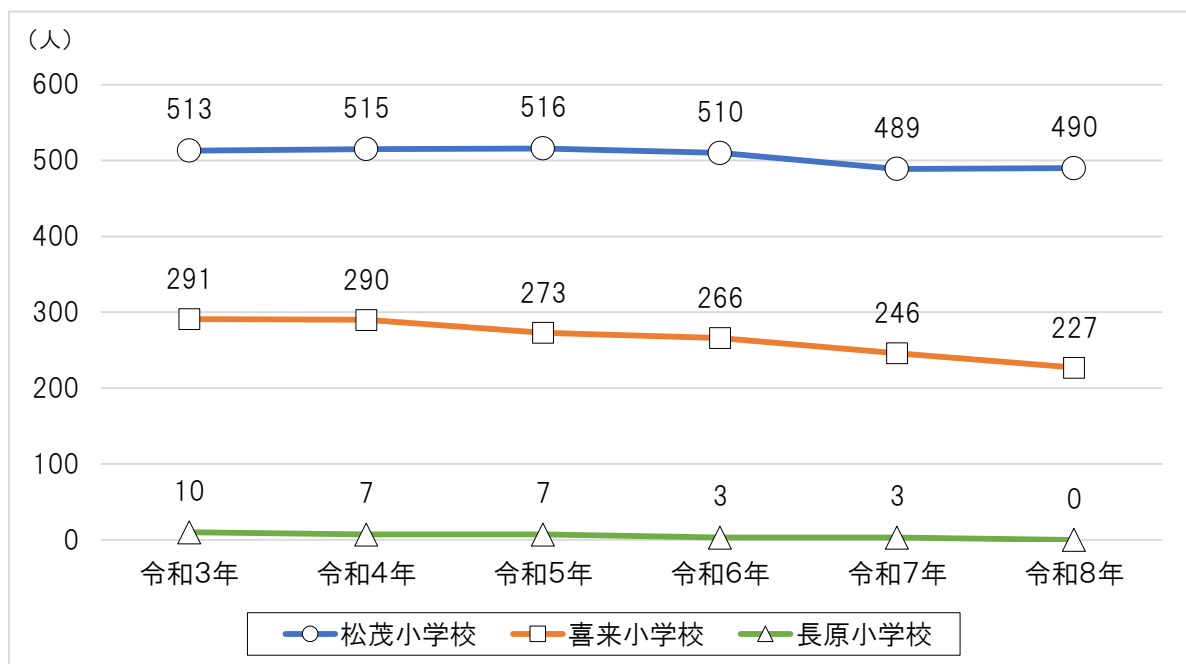


資料：住基人口を基にコーホート変化率法により算出

(6) 児童生徒数の推計

1) 児童数の推計

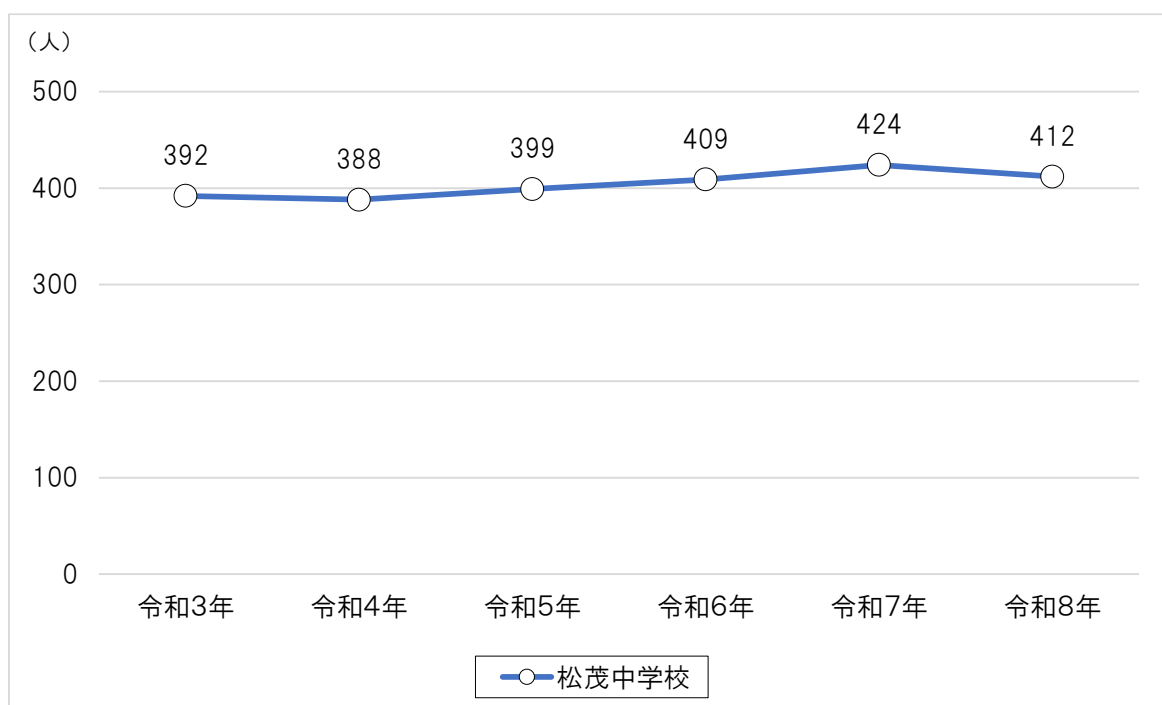
児童数の推計をみると、松茂小学校は令和5年まで横ばいで推移し、令和6年からは減少に転じます。喜来小学校、長原小学校は減少傾向になると見込まれます。



資料：松茂町教育委員会

2) 生徒数の推計

松茂中学校生徒数の推計をみると、令和4年から令和7年にかけて増加し、令和8年に減少に転じ、412人になると見込まれます。



資料:松茂町教育委員会

2

未来を生き抜く力の育成

(1) 幼児教育の充実

子どもの育ちが変化してきている中、未来を生き抜く子どもたちを育成するために、幼児一人一人に対応する指導の充実や教育施設の整備、教職員の資質の向上など、教育環境整備を推進しました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
園児数	人	246	249	226	213
加配職員配置	人	8	8	9	8
預かり保育人数	人	184	195	175	159
預かり職員配置	人	11	10	11	10
実践的防災教育研究	園	3	3	3	3
園外講師活用事業 (人形劇観劇・移動動物園、陶芸教室等)	回	6	7	6	9
ボランティア活用事業(音楽コンサート等)	回	7	8	11	10
幼稚園ボランティア登録	人	25	22	27	18
キッズフェスタ	千円	—	—	—	103
一般備品の購入	千円	832	754	1,201	544
図書備品の購入	千円/冊	364/277	292/220	299/243	340/170
ペップトーク実践(研修)	回	—	—	—	教員1保護者1
家庭・地域への幼児教育支援(子育て相談)	園	3	3	3	3
交流保育	回	23	23	22	25
自己評価と関係者評価の実施	園	3	3	3	3
私立幼稚園就園奨励費	千円/人	76/2	189/5	423/9	13/2
私立幼稚園への施設型給付費	千円/人	3,291/10	5,668/13	6,369/17	18,291/29
子どもの読書推進連絡会議	人/回	14/1	11/1	12/1	0
ブックスタート事業	人	128	125	130	82
読書推進事業 (幼児対象)「えいご de えほんM-Kids」	人/回	193/12	207/12	222/12	173/11
読書推進事業 (乳幼児対象)「まつぴよおはなし会」	人/回	246/12	348/12	453/12	248/11
藍染め体験(町立幼稚園)	人/園	265/3	262/2	263/3	226/2

資料: 松茂町教育委員会

(2) 道徳・人権・いのちの教育の充実

すべての子どもが生命の尊厳を知り、自他への敬愛と協力とを重んじ、公共の精神を持つことができるよう、道徳・人権教育等を推進しました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
実践的防災教育研究※	園	3	3	3	3
生命を大切にすることを養う体験	園	3	3	3	3
人権教育研究指定校受託	園・校	3園・4校	—	—	—
修学旅行(平和学習)補助	千円/人	2,180/109	2,240/112	2,200/110	2,000/100
人権について考える親子のつどい	人	167	180	162	204
海岸清掃等ボランティア活動	園・校	全幼・小・中	全幼・小・中	全幼・小・中	全幼・小・中

※:再掲

資料:松茂町教育委員会

(3) いじめ防止と不登校の予防的対応の推進

すべての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、「松茂町いじめ防止基本方針」に基づいた、いじめの未然防止及び早期発見への取り組みを推進すると共に、不登校児童生徒やその保護者に対するケアの充実を図りました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
心の教室相談員配置(松茂中)	人	1	1	1	1
子どもと親の相談員配置(喜来小)	人	1	1	1	1
Q-Uテスト実施	人/回	2,512/2	2,485/2	2,471/2	2,469/2
教育委員会窓口相談件数	件	40	24	52	60
適応指導教室設置(指導員設置)	人	2	2	2	2
生徒指導についての連絡会議	回	2	2	8	10
非行防止決起大会	人/回	123/1	106/1	166/1	159/1

資料:松茂町教育委員会

(4) キャリア教育の充実

「学びたい」「働きたい」という意欲を高めるとともに、将来社会的・職業的に自立し、自分の生き方を実現することができる力を身につけるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進しました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
1日図書館員	人/回	3/1	4/1	7/1	4/1
職業体験受け入れ					
小学生	人/施設	8/2	3/1	6/2	18/2
中学生	人/施設	4/1	4/1	5/2	6/2
大学生(教育実習)	人/施設	12/4	15/4	10/4	19/6
進路指導費補助金	千円	450	450	450	450
キャリア・パスポート「ゆめ・ミライ」実現ノート	千円	—	—	—	236
アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム	千円	—	—	—	0

資料:松茂町教育委員会

3

確かな学力の育成

(1) 確かな学力の定着・向上

現状に満足せず、子どもたちの可能性をより大きなものにするためにも、さらなる学力定着・向上に向け、その取り組みを推進しました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
小学生就学援助費支給	千円/人	8,947/141	10,477/139	12,148/149	11,004/138
中学生就学援助費支給	千円/人	8,571/74	9,179/83	10,133/71	9,576/68
小学校特別支援教育就学奨励費支給	千円/人	221/7	299/7	216/6	194/5
中学校特別支援教育就学奨励費支給	千円/人	94/2	202/3	318/5	170/4
園児・児童・生徒等図書館見学受入れ	回	8	8	8	8
助教員配置	人	2	2	2	1
特別支援指導員配置	人	3	4	4	4
日本語講師の配置	人	—	1	1	2
教育支援委員会開催	回	1	1	1	1
子どもの読書推進連絡会議※	人/回	14/1	11/1	12/1	0
学校図書備品購入					
幼稚園※	千円/冊	364/277	291/220	299/243	340/170
小学校	千円/冊	991/545	980/672	979/600	919/362
中学校	千円/冊	688/310	700/415	630/321	678/348
土曜授業実施	回	各校6回	各校6回	各校3回＋ 夏休3日	0

※:再掲

資料:松茂町教育委員会

(2) 教育内容の充実

グローバル化やICTの発達等、社会の変化が加速度的に激しくなる中、子どもたちが未来を生き抜くための多様な力を身につけるため、教科学習以外の多岐にわたる教育を提供しました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
土曜授業実施	回	各校6回	各校6回	各校3回＋ 夏休3日	0
児童生徒派遣費補助金	千円	3,147	3,605	3,605	3,617
進路指導費補助金	千円	450	450	450	450
修学旅行補助金	千円/人	2,180/109	2,240/112	2,200/110	2,000/100
準拠教材購入	千円	1,915	2,006	2,921	2,069
社会科副読本印刷	千円	0	100	979	291
国・県・郡研究指定校受託	園・校	のべ3園、 6校	1校	1校	1校
幼稚園・小学校英語指導講師配置	人	2	2	2	2
中学校英語指導講師配置	人	1	1	1	1
通級指導教室設置	校	1	1	1	1
教育支援委員会開催※	回	1	1	1	1
助教員配置※	人	2	2	2	1
特別支援指導員の配置※	人	3	4	4	4
日本語講師の配置※	人	—	1	1	2
教材備品の購入 合計（注）	千円	7,926	8,201	8,095	13,875
小学校	千円	3,269	5,960	6,922	10,234
中学校	千円	4,657	2,241	1,172	3,641
（再掲）内 ICT 教育環境整備 合計	千円	3,892	3,521	5,712	11,923
小学校	千円	1,890	3,521	5,643	9,076
中学校	千円	2,002	0	69	2,847
特別支援教育地域連携協議会の開催	回	1	2	1	1

※：再掲

資料：松茂町教育委員会

（注）：四捨五入のため、合計と合わない場合があります

(3) 教育施設の整備

すべての園児・児童・生徒が安全に学校生活を送るとともに、情報化社会に対応できる能力を養うための教育を受けることができる環境整備を推進しました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
施設整備費 合計	千円	36,825	63,679	41,884	24,394
幼稚園	千円	2,548	8,507	12,083	687
小学校	千円	16,867	47,184	18,831	16,677
中学校	千円	17,410	7,988	10,970	7,030
施設点検(長寿命化計画含)	千円	—	—	7,236	5,410
一般備品整備費 合計	千円	3,802	3,949	4,590	2,420
幼稚園	千円	807	755	1,201	544
小学校	千円	1,615	2,217	1,681	1,052
中学校	千円	1,380	977	1,708	824
教材備品の整備(ICT 教育環境整備)※	千円	3,892	3,521	5,712	11,923
小学校	千円	1,890	3,521	5,643	9,076
中学校	千円	2,002	0	69	2,847

※:再掲

資料:松茂町教育委員会

(4) 教職員の資質向上

子どもの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在である教職員として資質向上するために、研修や他者評価を行いました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
助教員配置※	人	2	2	2	1
特別支援指導員配置※	人	3	4	4	4
職員研修	回	5	6	7	12
松茂町学校教育研究会補助金 (職員研修費充当分)	千円	135	135	235	135
自己評価と関係者評価の実施(幼稚園)	園	3	3	3	3

※:再掲

資料:松茂町教育委員会

4

健全な体の育成と体力づくりの推進

(1) 健全な体の育成

食生活の見直しと運動習慣の定着等の子どもの健康課題に加え、ストレスによる心身の不調、アレルギー疾患等への対応と薬物乱用防止など、健全な身体の育成に計画的に取り組むとともに、保護者を含む地域への啓発活動も行いました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
学校保健委員会の開催	回	1	1	1	1
給食試食会	人/回	84/4	72/3	67/3	75/4
アレルギー疾患のある保護者への面談	回	34	22	21	18
アレルギー対策委員会	回	3	2	3	1
健康診断					
内科	人	1,516	1,485	1,456	1,429
耳鼻科	人	400	411	410	401
歯科	人	1,513	1,478	1,458	1,434
眼科	人	538	536	519	484
心電図	人	409	433	402	398
尿検査	人	1,592	1,597	1,562	1,532
体育館無料開放(土曜)	日	37	42	52	42
少年駅伝大会(出場選手数)	人/回	148/1	83/1	63/1	60/1
松茂ネクストアスリートプロジェクト	人/回	—	—	—	282/1
中学校部活動講師委嘱	人	8	6	6	5
学校環境衛生検査実施	園・校	7	7	7	7
運動・体育指導員の配置	人	—	—	2	1
部活動指導員配置	人	—	—	—	2
新型コロナ感染症対策	千円	—	—	—	315

資料:松茂町教育委員会

(2) 食育の推進

将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力と、望ましい食習慣を身につけることができるよう「徳島県学校食育指導プランⅡ」に基づき食育を推進するとともに、安全安心な給食の提供と地産地消を推進しました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
学校食育推進委員会	回	1	0	2	2
献立作成・物資選定委員会	回	1	1	1	1
給食実施	食数/日	304,856/195	304,677/197	296,455/194	281,396/197
給食試食会※	人/回	84/4	72/3	67/3	75/4
学校給食費	千円	67,964	78,482	77,676	69,168
調理加工費	千円	85,275	85,277	83,072	78,690
給食費					
幼稚園・小学校	円	270	270	270	270
中学校	円	305	305	305	305
給食センター	円	325	325	325	325
弁当の日	回	3	3	3	2
給食献立コンクール(応募者数)	人	104	174	40	182
リクエスト給食	食	4	8	8	5
園児・児童給食センター見学受入れ	回	4	4	2	2
地産地消の推進	%	51.7	51.3	45.3	47.7
行事食の推進	日	7	7	7	10
給食センター施設設備改修	千円	5,766	21,421	19,312	3,756
食育についての広報(給食だより等)	回	12	12	22	20

※:再掲

資料:松茂町教育委員会

(3) スポーツ活動の活性化

町民それぞれが年齢、趣味、体力に応じた生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくりを目的にスポーツ活動の活性化を図りました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
水泳教室	人/回	158/6	153/6	117/6	168/6
町民運動会(競技人数のべ)	人/回	2,500/1	2,500/1	2,500/1	2,500/1
少年駅伝大会(出場選手数)	人/回	148/1	83/1	63/1	60/1
体育協会					
補助金	千円	1,410	1,410	1,410	1,410
加入状況	人/部	350/10	346/10	386/10	346/10
スポーツクラブ					
補助金	千円	195	195	195	195
加入状況	人/部	174/5	210/5	175/5	114/5
スポーツ少年団					
補助金	千円	324	324	324	324
加入状況(団員/指導者/クラブ)	人/人/部	158/48/10	167/54/10	173/49/10	181/41/9
スポーツクラブチャレンジ大会	人/回	84/1	116/1	170/1	68/1
スポーツ体験DAY	人/回	109/1	103/1	127/1	89/1
歩け歩け大会	人/回	98/1	105/1	94/1	122/1
体育館整備費	千円	29,220	1,564	429	0
公園体育施設整備費	千円	893	34,636	1,290	1,775
体育備品購入	千円	0	2,723	2,768	0
社会体育全国大会等出場補助	千円/件	75/1	285/1	585/2	525/2
体育優秀選手表彰	人	44	62	99	80

資料:松茂町教育委員会

5

こころ豊かな人間性の育成

(1) 人権教育の充実

一人一人の町民が人権問題への理解を深め、人権が守られる社会をつくるために、人権意識の向上を目指す全町的な人権教育を推進しました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
人権問題講演会	人/回	51/1	78/1	86/1	73/1
人権について考える親子の集い※	人/回	167/1	180/1	162/1	204/1
人権教育推進協議会補助金	千円	1,400	1,400	1,400	1,400
企業・職域合同人権啓発研修会	人/回	227/5	202/5	217/5	189/5
各種人権教育講座					
PTA 対象	人/回	22/2	46/2	38/2	54/2
生涯学習講座受講生	人/回	64/1	72/1	89/1	73/1
企業等出張講座	人/回	0	0	0	0
現地研修会	人/回	15/1	11/1	0	0
各種人権教育研修・大会等参加	人/回	44/13	44/13	127/13	116/11
人権啓発・広報活動					
広報まつげ	部/回	36,000/6	36,000/6	36,000/6	43,200/6
リーフレット折込	部/回	6,000/1	6,000/1	6,000/1	6,200/1
人権啓発冊子折込	部/回	5,000/1	5,000/1	4,440/1	5,100/1

※:再掲

資料:松茂町教育委員会

(2) 環境教育の充実

すべての町民が環境に対して高い意識、関心を持てるよう、環境教育の推進を図りました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
子ども自然探検隊					
野鳥観察	人/回	25/1	26/1	29/1	38/1
海辺の生き物	人/回	48/1	58/1	42/1	33/1
小川の生き物	人/回	78/1	50/1	43/1	52/1
冬の野草と七草がゆ体験	人/回	25/1	26/1	15/1	26/1
天文教室	人/回	110/2	110/2	68/2	65/2
雑誌リサイクル	冊/人/日	949/288/34	855/241/48	903/259/48	737/261/48
県等他機関との連携					
清掃活動	校	4	4	3	4
施設見学	校	3	2	2	0

資料:松茂町教育委員会

(3) 生涯学習活動の充実

町民がこころ豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、だれもが学べる学習環境の整備を図り、自発的な学習活動への支援に努めました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
生涯学習講座【通年】					
英会話	人/回	738/70	611/66	620/66	527/58
趣味・生活	人/回	508/40	855/60	1,039/70	890/58
図書館講座【通年】 大学連携講座	人/回	169/6	125/6	101/5	78/5
図書館講座【単発】 教養等	人/回	40/1	40/1	40/1	40/1
資料館講座 古文書	人/回	75/10	68/13	55/10	108/15
読書振興行事 原画点	日/回	30/1	30/1	30/1	30/1
図書館					
入館者数	人	106,689	105,186	104,094	92,387
登録者数(累計・個人)	人	11,315	11,592	11,845	12,083
個人貸出冊数	冊	129,848	118,280	118,336	107,846
歴史民俗資料館					
入館者数	人	19,904	17,860	14,962	14,382
図書館広報活動 館外向・新刊案内	回	64	64	64	64
館報「ふみよむひろば」発行	冊/回	1,700/1	1,500/1	1,500/1	1,500/1
ブックスタート事業※	人	128	125	130	82
総合会館整備費	千円	280	934	888	22,565
図書館施設整備費	千円	603	1,258	1,980	1,600
図書館購入資料					
総数	千円/点	7,140/5,218	7,110/4,971	7,185/4,971	7,033/5,183
図書	千円/冊	5,379/3,420	5,379/3,186	5,379/3,378	5,500/3,397
視聴覚資料	千円/点	621/96	602/92	620/93	500/66
逐次刊行物	千円/冊	1,140/1,702	1,129/1,693	1,186/1,716	1,033/1,720
図書館所蔵資料					
総数	点	121,776	125,328	129,742	133,826
図書	冊	119,903	123,364	127,685	131,698
視聴覚資料	点	1,873	1,964	2,057	2,128
資料館施設整備費	千円	1,027	905	1,758	13,427
子どもの読書推進連絡会議※	人/回	14/1	11/1	12/1	0

※:再掲

資料:松茂町教育委員会

(4) 生涯学習団体の育成

生涯学習団体の自主的な活動を支援することを目的として生涯学習団体の育成・支援を行いました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
文化協会					
補助金	千円	1,000	1,000	1,000	1,000
加入状況	人/団体	343/43	348/42	327/40	348/42
花づくり会					
補助金	千円	485	270	270	270
加入状況	人	32	32	29	26
子ども会連合会					
補助金	千円	345	345	345	300
加入状況	人/団体	145/8	143/7	139/7	147/7
ふれあい座					
補助金	千円	144	144	144	144
加入状況	人	14	13	13	11
二上がり音頭保存会					
補助金	千円	72	72	72	72
加入状況	人	37	37	37	37

資料:松茂町教育委員会

(5) 青少年活動の推進

子どもを対象とした体験型学習の充実、地域ぐるみの健全育成活動の推進により、子どもたちがこころ豊かに成長することを目指し、青少年活動を推進しました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
青少年健全育成町民会議補助金	千円	500	500	500	500
青少年非行防止決起大会※	人/回	123/1	106/1	166/1	159/1
「少年の日」記念大会	人/回	141/1	133/1	142/1	179/1
子どもカルチャー教室	人/回	478/60	434/60	460/60	461/60
親子ものづくり教室	人/回	374/13	335/13	302/13	278/13
子ども自然探検隊※	人/回	286/6	258/6	197/6	213/6
ボーイスカウト板野第1団					
補助金	千円	45	45	45	45
加入状況	人	32	30	35	33

※:再掲

資料:松茂町教育委員会

6

松茂町を愛するこころの育成

(1) 家庭・地域・学校・教育委員会の連携

家庭・地域・学校・教育委員会が連携を密にすることにより、子どもを含めた全町民が地元への愛着や誇りを持ち、地域の発展に寄与するよう、地域ぐるみの活動を推進しました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
学校施設開放					
体育館	施設	4	4	4	4
グラウンド	施設	5	5	5	5
学校支援地域本部事業実行委員会	人/回	54/3	55/3	54/3	34/2
学校地域教育推進協議会	人/回	64/3	64/3	56/3	42/2
人材バンク登録者数	人/団体	128/25	101/25	124/25	123/25
学校支援ボランティア登録者数	人	122	130	120	103
図書館業務支援ボランティア登録者数	人	41	40	38	47
歴史民俗資料館業務支援ボランティア登録者数	人	46	43	38	36
学校食育推進委員会※	回	1	0	2	2
青少年健全育成啓発チラシ	回	3	3	3	3
家庭教育学級	人/回	227/2	238/2	162/1	154/1
花の苗の無料配布	人/回	473/2	436/2	474/2	543/2
PTA 連絡協議会補助金	千円	115	115	115	115
子ども自然探検隊※	人/回	286/6	258/6	197/6	213/6
子どもカルチャー教室※	人/回	478/60	434/60	460/60	461/60
親子ものづくり教室※	人/回	374/13	335/13	302/13	278/13
子どもの読書推進連絡会議※	人/回	14/1	11/1	12/1	0
図書館連携型展示・作品展等	回	5	5	5	8
図書館学校等団体貸出冊数	冊/団体数	1,839/17	970/18	1,309/18	1,852/18
小・中学校 総合学習支援					
人形浄瑠璃出前公演	回	1	1	1	町内 1、町外 1
藍染め体験	人/校	185/4	153/4	163/4	165/4
社会科見学	回	6	4	町内 4、町外 4	町内 1、町外 2
出前授業	回	—	—	—	1
幼稚園地域連携事業(3園合同パネル展)	人/日	332/1	335/1	270/0.5	116/1
下校時安全パトロール員	時間	352	373	405	312
スクールガードリーダー指導	回	各小学校6回	各小学校6回	各小学校6回	各小学校6回

※:再掲

資料:松茂町教育委員会

(2) 文化・芸術活動の推進

個性あふれる文化の創造に向け、住民主体の芸術・文化活動を推進しました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
文化協会					
補助金	千円	1,000	1,000	1,000	1,000
加入状況	人/団体	343/43	348/42	327/40	348/42
社会教育施設貸出					
総合会館	件	0	1,547	1,510	1,176
資料館	件	868	330	435	345
図書館	件	0	0	0	0
文化活動に係る全国大会等出場補助	件	0	0	1	0
松茂町文化祭					
作品出展社数	人/団体	795/34	645/34	879/38	477/39
芸能出演者数	人/団体	62/12	57/12	83/15	79/15
小・中連合音楽会(観覧者数)	人	180	200	200	200
子どもカルチャー教室※					
茶道	人/回	92/10	86/10	108/10	81/10
華道	人/回	101/10	101/10	83/10	103/10
百人一首	人/回	47/10	52/10	58/10	89/10
まつしげ人形劇フェスティバル	人/日	1,069/6	733/7	910/7	646/7
ミュージカル鑑賞事業	回	1	1	1	1
藍染め体験	人/回	338/39	188/35	198/36	189/37
藍染め体験(わくわく藍染め体験)	人/日	51/2	52/2	49/2	25/4
藍染め教室	人/回	30/7	18/6	36/9	11/7
陶芸教室(一般・子ども)	人/回	113/20	97/20	103/20	138/20
広報活動(文化協会)	回	0	0	0	0
館報「ふみよむひろば」発行※	冊/回	1,700/1	1,500/1	1,500/1	1,500/1

※:再掲

資料:松茂町教育委員会

(3) 文化財保護・伝統文化の継承

歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館を拠点に本町の貴重な文化財や歴史遺産等の調査・保護を図り、地域に根ざした伝統文化の継承・普及を進めました。

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
寄贈文化財資料	件	5	2	2	1
燻蒸委託業務	千円	2,679	2,020	1,836	2,687
各種資料のデジタル化・データベース作成	件	12	0	0	—
収蔵資料の特別利用申請	件	21	16	11	14
現代資料(町誌関連)収集	件	1	1	1	1
旧村役人宅寄贈資料整理	件	1	1	1	1
学芸員のテーマ研究	件	2	2	2	2
資料館入館者数※	人	19,904	17,860	14,962	14,382
資料館広報活動	回	100	100	87	70
企画展示開催	回	6	6	5	7
歴史(郷土史)をテーマにした講演・講座	人/回	98/6	27/1	34/1	30/1
文化財パトロール	回	4	5	5	5
ふれあい座助成(国指定重要無形民俗文化財)	千円	144	144	144	144
二上り音頭助成(町指定無形民俗文化財)	千円	72	72	72	72
埋蔵文化財行政事務委託	千円	486	495	497	506
無形文化財等(ふれあい座)上演事業	人/回	537/16	588/17	617/14	498/14
阿波踊り教室	人	196	103	117	112

※:再掲

資料:松茂町教育委員会

7 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、本町に居住する 18 歳以上の「住民」及び幼稚園児・小学生・中学生の「保護者」を対象に、アンケート調査を実施しました。

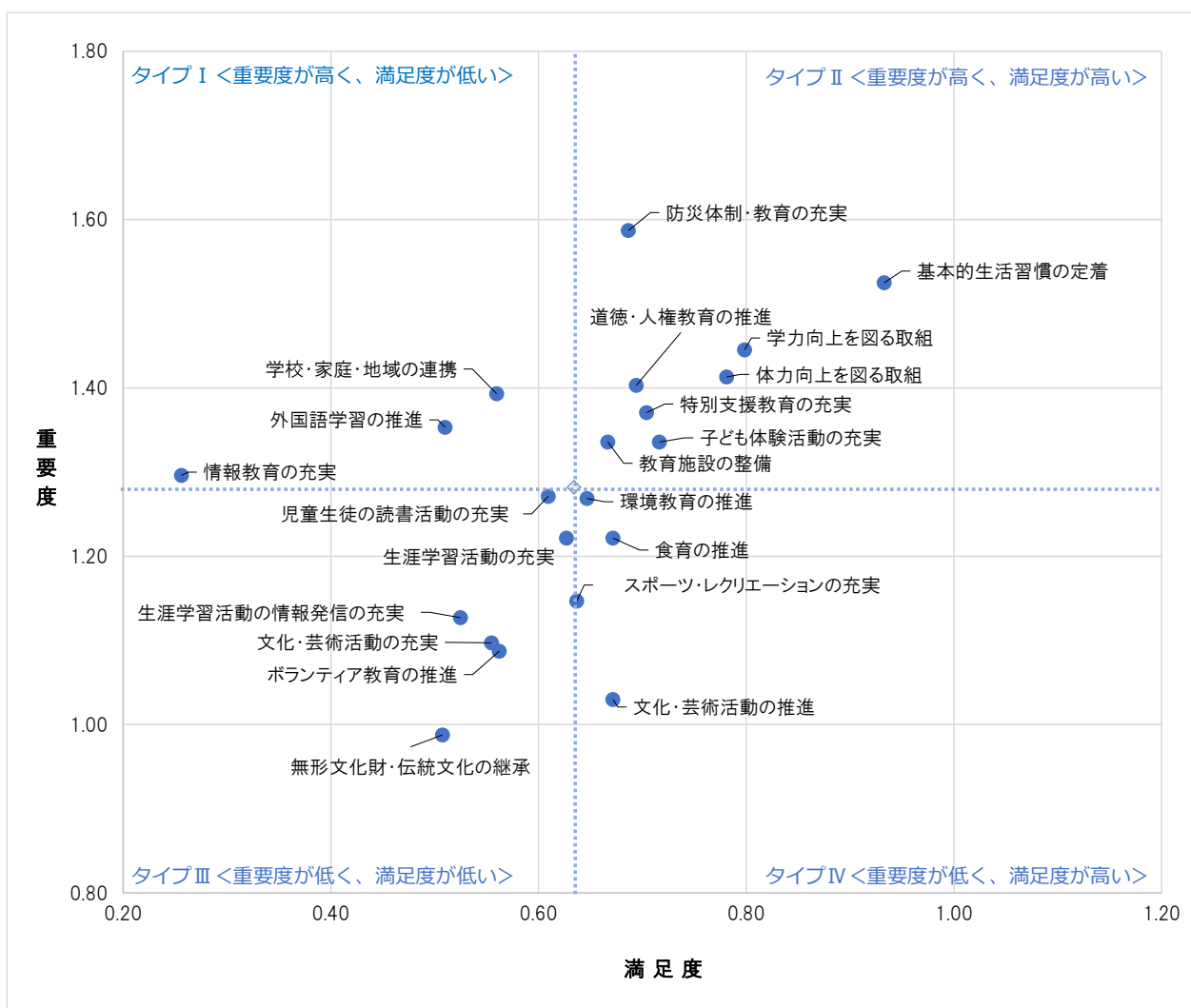
「住民アンケート」の回答者は 402 人、「保護者アンケート」の回答者は 360 人となっています。

(1) 住民の教育施策の「重要度」・「満足度」

本町における教育施策について、住民における重要度が高く満足度が低い施策（タイプⅠ）は、「情報教育の充実」、「学校・家庭・地域の連携」等となっています。

重要度が高く満足度も高い施策（タイプⅡ）は、「防災体制・教育の充実」、「学力向上を図る取組」、「基本的生活習慣の定着」等となっています。

「住民」アンケート結果



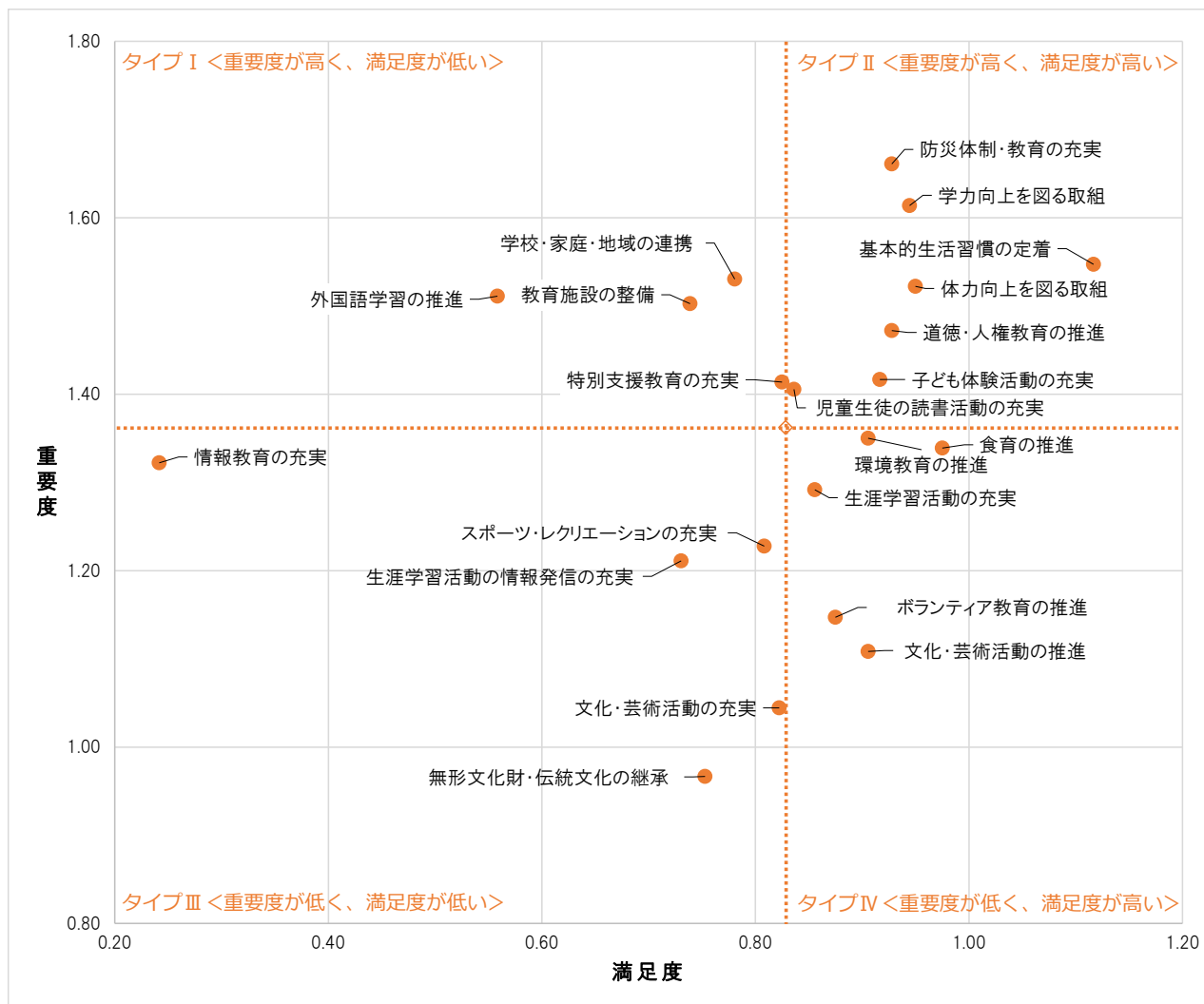
(..... 平均値 満足度:0.63 重要度:1.28)

(2) 保護者の教育施策の「重要度」・「満足度」

本町における教育施策について、保護者における重要度が高く満足度が低い施策(タイプⅠ)は、「学校・家庭・地域の連携」、「教育施設の整備」等となっています。

重要度が高く満足度も高い施策(タイプⅡ)は、「防災体制・教育の充実」、「学力向上を図る取組」等となっています。

「保護者」アンケート結果



(3) 子どもの道徳心や公共心

保護者アンケートで、学校や社会のきまりを守ることなどの道徳心や、社会やみんなのために思うという公共心について聞いたところ、「低下している」が約5割、「低下しているとは思わない」が5割弱となり、ほぼ半数ずつとなっています。どんなところが低下しているのかについては、「よいことと悪いことの区別（善悪の判断）」が最も高く、次いで「あいさつや言葉づかいなど（礼儀作法）」、「ルールやきまりを守ること」となっています。

さらに、低下していると思う道徳心や公共心を育成するために、どうしたらよいかについてみると、「家庭での教育を確実にする」が最も高く、次いで「学校・家庭・地域の連携」、「学校での教育を充実させる」となっています。

(4) 希望する子どもの育ち方

子どもにどう育ってほしいかを聞いたところ、住民、保護者ともに「まわりの人への思いやりがある人」が最も高くなっています。

住民アンケートでは、次いで「規則を守り、他人に迷惑をかけない人」が高くなっています。

保護者アンケートでは、次いで「自分の意思を伝えられる人」が高くなっています。

(5) 幼小中の教育で身につけてほしい能力や態度

住民アンケートで、松茂町の小学校・中学校の教育の中で、どのような能力や態度を身につけることが重要だと思うかについて、保護者アンケートでは、子どもに身につけてほしい能力や態度は何かを聞いたところ、住民、保護者ともに「人に感謝する」が最も高く、次いで「何事にも責任を持って取り組む」が高くなっています。

(6) 不登校への対応について

不登校への対応に対する考えについて聞いたところ、住民アンケートでは、「相談機関の拡充やカウンセリング機会を充実するべき」が最も高く、次いで「本人の意思を尊重して対応するべき」となっています。

保護者アンケートでは、「本人の意思を尊重して対応するべき」が最も高く、次いで「民間のフリースクールなど学校以外の場で、学習や自立のための教育機会を確保するべき」が高くなっています。

(7) 子どもの情報機器の使用状況

保護者アンケートで、子どもがインターネット接続している情報機器を使える環境があるかについて聞いたところ、「ある」が9割弱となっています。どのような情報機器かについては、「ゲーム機（テレビゲーム機、携帯型ゲーム機など）」が6割弱で最も高く、次いで「スマートフォン」が5割強となっています。携帯電話やスマートフォンを持たせている理由では、「送り迎えなどの家族間の連絡のため」が6割強と最も高く、次いで「お子さんの安全のため」となっており、共働き家庭の増加など子どもを取り巻く環境の変化も背景にあることが推察されます。また、スマートフォンについては、子どもには持たせていないが、親の機器を使うとの回答も多くなっています。

子どもが情報機器を使って何をしているかについては、「ゲームをする」が8割弱で最も高く、次いで「調べものをする」が5割弱となっています。また、「その他」を選択した保護者の

具体的な記述では、ユーチューブなどで動画を見るとの回答が多くなっていました。

また、情報機器の使い方について何らかのルールを設けているかを聞いたところ、「使用できるサイトやアプリを制限している」、「買い物はしない、または許可なしにしない」、「使う日時（曜日や時間）を決めている」、「1日の使用時間に制限を設けている」がそれぞれ、4割台となっています。

（８）家庭と地域のかかわりの変化について

保護者アンケートで、自身が子どものときと比べ、家庭と地域のかかわりが変化しているかと聞いたところ、「かかわりが弱くなっている」が6割強と最も高く、次いで「あまり変わらない」が3割強となっています。かかわりが弱くなっている原因については、「社会全体として、地域や他人に干渉しない風潮がある」が4割強で最も高く、次いで「保護者が仕事などで忙しく、近所で顔を合わせる機会が少ない」が3割弱となっています。

また、住民アンケートで、「地域の教育力」をより高めていくために、どのような取組が必要だと思うかについては、「安全・安心な環境をつくる」が6割弱と最も高く、次いで「大人と子どもが参加できる、地域での活動や行事などを活発にする」、「子ども同士が、地域で遊んだり、スポーツ活動などができたりする機会をつくる」となっています。

（９）教育の場面での協力意向

保護者アンケートで、家庭・学校・地域などの教育の場面で、協力できる機会があれば協力したいと思うかについて聞いたところ、「はい」が6割強、「いいえ」が3割強となっています。教育の場面で協力できること・したいことについては、「児童・生徒の通学の見守り」が6割強と最も高く、次いで「学校行事・授業への参加（本の読み聞かせや社会見学・遠足・体験学習への参加など）」が5割強となっています。

また、住民アンケートで、地域の学校に対してどのような活動でご協力いただけるかについて聞いたところ、「通学時における登下校の見守り活動」が3割弱で最も高く、次いで「特にかかわるつもりはない」、「運動会や文化祭など学校行事の手助け」となっています。

（10）生涯学習について

これまでしたことのある習い事や生涯学習の分野について、住民、保護者ともに「スポーツ・レクリエーション」が最も高くなっていました。住民は、次いで「特にない」、「ボランティア活動」となっています。保護者は、次いで「ボランティア活動」、「特にない」となっています。

また、今後やってみたい習い事や学習活動の分野については、住民、保護者ともに「スポーツ・レクリエーション」が最も高く、次いで「特にない」、「外国語での会話」となっています。

（11）町が力を入れるべき教育施策について

住民アンケートで、松茂町の子どもが健やかに育まれるようにするために、どのようなことに町は力を入れるべきだと思うかについては、「子どもが様々な体験ができる機会づくり」が4割強で最も高く、次いで「子育て家庭への支援」、「子どもの安全を確保するための活動」となっています。

第3章 基本理念と体系

1 基本理念

しっかり褒めて しっかり叱る 松茂教育

～ 子どもの自己有用感が上がる 褒め方 叱り方 ～

本町の幼児教育、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、文化振興を包括する教育行政を進める上での基本方針（基本的な考え方）は次のとおりです。

基本方針

1. 志を持ち、未来を拓く創造力のある、たくましい人づくり
2. 郷土を愛し、絆を大切にする、地域や社会に貢献する人づくり
3. いのちを尊び、すべてに感謝するところを持った人づくり
4. 規範意識と自己肯定感を備え、意欲を持って学び続けることができる人づくり
5. 家庭・地域・学校・教育委員会がそれぞれの役割を果たし、緊密に連携し、協働し合う環境づくり

5つの基本方針は、以下の思いを込めています。

「志を持ち、未来を拓く創造力のある、たくましい人づくり」

変革の激しい時代の中で、次代を担う子どもたちに、高い志を持ち、創造力を発揮して、未来を切り拓く、たくましい力の育成を目指します。

「郷土を愛し、絆を大切にする、地域や社会に貢献する人づくり」

郷土を愛し、人々や地域との絆を大切にしながら、地域・本町・社会に対して、貢献したいと望む人づくりを目指します。

「いのちを尊び、すべてに感謝するところを持った人づくり」

生命の尊さを知り、家族や友人、知人だけではなく、ともに生きるすべての人々、また、自然や環境に対しても感謝の心を持つ、心豊かな人づくりを目指します。

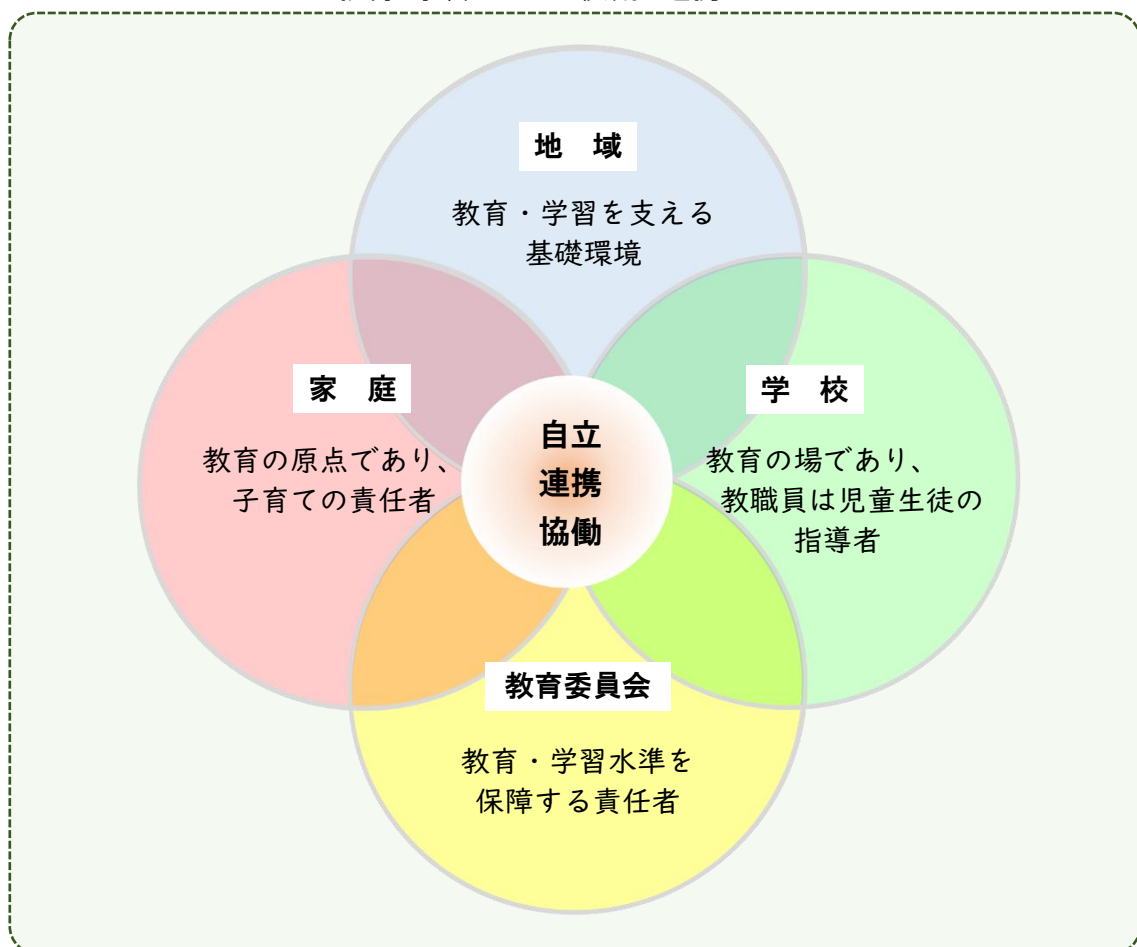
「規範意識と自己肯定感を備え、意欲を持って学び続けることができる人づくり」

社会のルールを守るという規範意識をしっかりと備えた上で、「しっかり褒めて、しっかり叱る松茂教育」というスローガンのもと、子どもの自己有用感があがる褒め方、叱り方を通して、自分らしさや自己の存在意義を肯定し、挑戦と努力で得られる達成感等を通じて備わる自己肯定感を身につけ、常に成長する意欲を持ち続けることができる人づくりを目指します。

「家庭・地域・学校・教育委員会がそれぞれの役割を果たし、緊密に連携し、協働し合う環境づくり」

本町が発展する上で重要な鍵となる人材育成に向けて、学習を支える基礎環境である「地域」と教育・環境づくりの伴走者である「住民」、教育の原点である「家庭」、子どもたちの確かな学力と生きる力の育成、また、地域の情報拠点である「学校」、そして、本町の教育・学習の環境と水準を保障する「教育委員会」が、それぞれの担う役割をしっかりと果たしつつ、緊密な連携を図り、協働し合う基盤づくりを目指します。

教育・学習における役割と連携イメージ



2

基本目標

本町の教育行政は基本理念と基本方針の実現を目指して、次の5つを基本目標として掲げ、すべての教育施策を計画的に推進します。

（１）未来を生き抜く力の育成

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。生きるために必要な基礎的・基本的な知識・技能を身につけるとともに、人や自然との関わりの中で培われる心の教育を重視し、困難に打ち勝つ、たくましく、またしなやかに生きる力を身につけるための取組を推進します。

（２）確かな学力の育成

子どもたちの可能性をより大きなものにするために、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて指導の成果と課題を明らかにし、課題に応じた指導方法の工夫改善に努めるなど、確かな学力の育成に取り組むとともに、教職員の資質向上に向けた取組を推進します。

（３）健全な体の育成と体力づくりの推進

子どもの健全な体の育成のため、学校保健の充実や給食等を通じた食育を推進するとともに、正しい生活習慣の形成に取り組めます。また、すべての町民が自らの健康や体力に関心を持ち、進んで健康維持と体力向上に取り組むことができる環境の整備を推進します。

（４）こころ豊かな人間性の育成

すべての町民が生涯学ぶことに意欲を持つとともに、学びたいことを選択することができ、豊かな心を持つことができるよう、生涯学習活動の充実を図ります。また、青少年活動を推進し、地域ぐるみで子どもたち及び青少年の健全育成を支える体制の充実を図ります。

（５）松茂町を愛するこころの育成

家庭・地域・学校・教育委員会の連携を密にし、協働によって地域の伝統文化や歴史等を継承する中で、すべての町民が地元への愛着や誇りを持ち、地域や本町の発展に寄与する心が育まれるよう、地域ぐるみ、町ぐるみの取組を推進します。

3

施策体系

基本理念

しっかり褒めて しっかり叱る 松茂教育

～ 子どもの自己有用感が上がる 褒め方 叱り方 ～

基本方針

1. 志を持ち、未来を拓く創造力のある、たくましい人づくり
2. 郷土を愛し、絆を大切にする、地域や社会に貢献する人づくり
3. いのちを尊び、すべてに感謝するところを持った人づくり
4. 規範意識と自己肯定感を備え、意欲を持って学び続けることができる人づくり
5. 家庭・地域・学校・教育委員会がそれぞれの役割を果たし、緊密に連携し、協働し合う環境づくり

基本目標

基本施策

1 未来を生き抜く力の育成

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 幼児教育における連携強化
- (3) 道徳・人権・いのちの教育の充実
- (4) いじめ防止と不登校の予防的対応の推進
- (5) キャリア教育の充実

2 確かな学力の育成

- (1) 確かな学力の定着・向上
- (2) 教育内容の充実
- (3) 教育施設の整備
- (4) 教職員の資質向上

3 健全な体の育成と体力づくりの推進

- (1) 健全な体の育成
- (2) 食育の推進
- (3) スポーツ活動の活性化

4 こころ豊かな人間性の育成

- (1) 人権教育の充実
- (2) 環境教育の充実
- (3) 生涯学習活動の充実
- (4) 生涯学習団体の育成
- (5) 青少年活動の推進

5 松茂町を愛するところの育成

- (1) 家庭・地域・学校・教育委員会の連携
- (2) 文化・芸術活動の推進
- (3) 文化財保護・伝統文化の継承

第4章 目標ごとの施策

1 未来を生き抜く力の育成

(1) 幼児教育の充実



■現状と課題

近年、少子化や遊び場の不足等の影響により、子どもが友達と一緒に遊ぶという経験の減少、テレビやゲーム、インターネット等の一人遊びや人との間接的な関わりが浸透し、子どもの育ちが変化してきています。食生活や生活リズムなど基本的生活習慣の乱れ、自制心や規範意識の稀薄化、運動能力の低下、人とのかかわる力の不足、集団生活にうまく適応できないなどの問題が指摘されるなどの問題が指摘され、一人一人の幼児に適した指導が求められています。

このような中、住民アンケートでは、本町の幼稚園教育の中で、どのような能力や態度を身につけることが重要だと思うかについて、「人を思いやる心」の割合が最も高く、次いで「基本的生活習慣や生活リズム」、「自分で考えて行動する力」が重要との意向が示されています。

本町では、園児数の減少に伴い預かり保育人数等も減少していますが、幼稚園の園外講師の活用や交流保育など、事業の充実を図っています。また図書館でのブックスタート事業、歴史民俗資料館での幼稚園の藍染め体験なども引き続き行うとともに、令和元年度からは、キッズフェスタ、ペップトーク研修を行うなど、学校教育・社会教育の両面から、幼児教育の充実に取り組んでいます。

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期に質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要です。

子どもの育ちが変化してきている中、未来を生き抜く子どもたちを育成するために、今後も幼児一人一人に対応する指導の充実や教育施設の整備、教職員の資質の向上など、教育環境整備を推進することが求められます。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
新幼稚園教育要領に基づく幼児教育の推進	幼稚園教育要領の改定や幼児教育・保育の無償化を受け、幼児教育・保育の質の向上が極めて重要となっていることから、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅢ」とも連携し、平成29年改訂の新幼稚園教育要領に基づく幼児教育の充実を図ります。

施 策	内 容
指導内容の充実	幼稚園での生活と家庭や地域での生活の連続性を踏まえながら、園児の健やかな成長・発達を支える指導のさらなる充実を図ります。
特別支援教育の充実	特別支援教育に関する理解を促進するとともに、教職員の知識向上、柔軟な指導体制の構築等、特別支援教育のさらなる充実を図ります。
預かり保育の充実	地域や保護者の実態に応じて、幼児の心身の負担に配慮し、家庭生活との連続性を考慮した預かり保育を全園で実施しており、今後も子ども・子育て支援新制度に対応したさらなる充実を図ります。
安全な教育環境の整備	南海トラフ地震の被害予測や支援を必要とする園児の受入に対応した施設の計画的な整備・改築、防災教育の推進や避難訓練の定期実施、不審者情報の収集と対応強化、交通安全教育等に関係機関と連携して取り組みます。
教職員の資質向上と研修の実施	研修の充実等による資質の向上、幼児教育等に関する専門性を有する指導主事・教育アドバイザー等の配置、人材の確保や処遇改善を始めとする労働環境への配慮を進めます。
ペップトークの実践	子どもたちの自己有用感を高め、主体性や社会性を育むための方策の1つとして、ペップトークの実践に向けた教員と保護者の研修を推進します。
自己評価と関係者評価の実施	幼稚園における教職員による自己評価と学校関係者評価を実施します。また、評価結果の公表とともに、幼稚園運営の改善に役立てます。

「ペップトーク」とは

ペップトーク(Pep Talk)とは、選手、生徒、部下などを励ますのに、監督やコーチなど指導者が試合前(本番前)に使う「激励のショートスピーチ」のことです。「Pep」は英語で、元気、活気、活力という意味があります。

元気・活気・勇気を与えるポジティブな言葉を相手に伝えて、やる気を引き出すコミュニケーションスキルとして、スポーツ現場はもちろん、家庭や職場、教育現場などで実践されています。

ペップトークの特徴として、「短い」「分かりやすい」「肯定的な言葉を使う」「魂を揺さぶる」「人をその気にさせる」が挙げられています。

肯定的(ポジティブ)な言葉は「ポジティブ語」といわれ、相手とイメージが共有できる言葉選びを心がけ、可能な限り肯定的な表現をすることが大事とされています。

資料：一般社団法人日本ペップトーク普及協会

(2) 幼児教育における連携強化



■現状と課題

少子化や核家族化の進行に伴い、子どもが他者や地域と触れ合う機会が減少しています。幼児教育においては、保護者や地域住民と触れ合う体験活動等を通じ、世代を超えて人とかかわる力の育成が求められます。

また、小学校入学時の環境等の変化に対する戸惑いや不安から起こる小1プロブレムが問題となっており、幼稚園及び小学校では、すべての教職員が共通理解のもと、連続性のある教育活動を推進していく必要があります。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
幼稚園・認定こども園・保育所の連携	幼稚園・認定こども園・保育所の教職員の交流を通して、意見交換や合同研修の機会を設け情報共有をする等、連携を図ります。
幼稚園・小学校の連携と接続カリキュラムの作成	幼稚園から小学校への円滑な接続のため、幼・小の教員が協力して「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」を作成し、子どもの連続した育ちと学びを支援する幼小連携の取組を進めます。
幼稚園・小学校合同研修の推進	幼児教育の成果を小学校教育につなげるため、幼稚園・小学校の教職員による合同研修に努めます。
幼稚園ボランティアの拡充	園児一人一人にきめ細かく対応する指導と柔軟な幼稚園運営推進のため、地域や関係団体、大学等と連携し、ボランティアの拡充を図ります。
子育て支援のセンター的機能の充実	各幼稚園が家庭や地域の教育力向上を支援する役割を果たすよう、子育てに係る相談、情報提供、家庭教育支援等のさらなる充実を図ります。

(3) 道徳・人権・いのちの教育の充実



■現状と課題

命を軽んじる考えにつながりやすいゲームや動画配信、テレビ番組等が子どもの身近にあふれている現状があります。

保護者アンケートで、学校や社会のきまりを守ることなどの道徳心や、社会やみんなのために思うという公共心について聞いたところ、約半数が「低下している」と回答しています。どんなところが低下していると思うかについては、「よいことと悪いことの区別（善悪の判断）」の割合が最も高く、次いで「あいさつや言葉づかいなど（礼儀作法）」、「ルールやきまりを守ること」が高くなっています。

また、道徳教育については、平成 29・30 年改訂の新学習指導要領で、道徳の教科化が図られ、「特別の教科 道徳」として新たに位置付けられました。

本町では、幼児期から発達段階に合わせ、生命の尊厳について考えるプログラムを提供しています。また、中学生の修学旅行費用の補助を行うことで、平和学習やより豊かな体験活動に取り組む機会を与え、生命の尊厳と自他への敬愛の念の育成に努めています。

今後も、すべての子どもが生命の尊厳を知り、自他への敬愛と協力とを重んじ、公共の精神を持つことができるよう、道徳・人権教育等を推進する必要があります。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
道徳教育の推進	視聴覚教材、先進校の情報等を活用し、道徳教育の充実を図ります。さらに、家庭や地域と協力し、読書活動や体験的活動等の教育を通じて、児童生徒への善悪の判断や基本的な社会ルールを守る規範意識の定着に努めます。
いのちの教育の推進	動植物の育成や世代間交流等の体験学習を通じて、生命の大切さを学ぶとともに、地域社会の一員としての意識を育て、心の絆や人間関係を広げる感性を育む教育を推進します。
人権教育の推進	人権教育指定研究校の導入や人権をテーマにした学習の取組等を通じ、人権問題の解決に向けた実践力と行動力を身につける教育の推進を行います。
人権について考える機会の充実	「松茂町人権について考える親子のつどい」の中で、小中学生による意見発表を行うなど、人権をテーマとする学習・意見発表の機会を設けます。
地域に根ざしたボランティア教育の推進	学校と地域が連携し、福祉施設への訪問や地域の清掃活動等を通じ、社会に奉仕する意義を学ぶ地域に根ざした教育を推進します。

(4) いじめ防止と不登校の予防的対応の推進



■現状と課題

インターネット上で、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われるなど、携帯電話やスマートフォンの普及により、児童生徒間におけるトラブルも多様化しています。文部科学省の調査によると、令和元年度のいじめの認知件数は過去最多となり、小学校で増加傾向が続く、特に低学年で多い状況となっています。

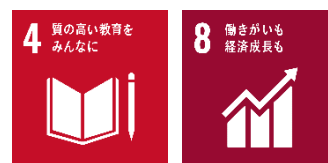
本町では、子どもを取り巻く環境が多様化する中、「適応指導教室」の設置や「心の教室相談員」「子どもと親の相談員」を配置するとともに、県配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図り、それぞれの環境に応じて個別に対応するなど、環境改善を図っています。

今後も、すべての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、「松茂町いじめ防止基本方針」に基づいた、いじめの未然防止及び早期発見への取り組みを推進するとともに、不登校児童生徒やその保護者に対する心のケアの充実を図っていくことが求められます。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
相談活動の充実	「適応指導教室」「心の教室相談員」「子どもと親の相談員」による対応を進めるとともに、県配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図り、それぞれの環境に応じて個別に対応を行います。
「松茂町いじめ防止基本方針」の推進	「松茂町いじめ防止基本方針」に基づき、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に取り組みます。
不登校児童生徒への対応	教職員は常に児童生徒の生活状況の把握に努め、不登校を未然に防止する措置を図ります。また、不登校児童生徒への対応として、家庭と学校をつなぐ指導員の配置を継続するとともに、適応指導教室の取組を推進します。
Q-Uテストの実施	学校生活を送るためのアンケート式心理テスト「Q-Uテスト」の実施、小中学校生徒指導連絡協議会の開催により、子どもたちの学校での心理状態の把握や、問題行動への対応方法の情報共有を図ります。
関係機関の連携強化	県警察少年サポートセンターと県教育委員会を中心に、関係機関が連携し組織する阿波っ子スクールサポートチーム（ASST）と連携し、問題行動への対応や非行防止に関して、児童生徒、学校及び保護者を支援します。

(5) キャリア教育の充実



■現状と課題

本町では、児童生徒の将来につながる体験学習として、図書館主催の職員体験をはじめ、給食センターや歴史民俗資料館、幼稚園でも各学校からの要請に応え職場体験活動、教育実習生の受け入れなど、職業体験学習の機会を提供しています。また、小学校入学から中学校卒業までの個々の成長のキャリア・パスポートとして「ゆめ・ミライ」実現ノートを作成し配付しました。

子どもたちが将来、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、今後も学校教育において、発達の段階に応じたキャリア教育を推進することが求められます。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
キャリア教育の推進	小学校での職場見学や農漁業体験、中学校での職場体験等、地域で営まれている労働を実際に体験することを通じて、働くことの意義と地域への理解を深める体験活動のさらなる充実を図ります。
「ゆめ・ミライ」実現ノートの活用推進	児童生徒が自己の生き方や進路の実現に向けて、学んだことを「振り返り」、「見通し」を持つことを繰り返すことができるよう、キャリア・パスポート（「ゆめ・ミライ」実現ノート）の活用を推進します。
進路指導の充実	中学校の生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、職業教育の充実ときめ細かい進路指導に引き続き努めます。



2

確かな学力の育成

(1) 確かな学力の定着・向上



■現状と課題

アンケート調査結果においては、保護者・住民ともに「学力向上を図るための取組」は『重要度』、『満足度』ともに高く、現在の取組に一定の評価を得られています。

本町では、確かな学力の定着と向上に向けた取組の一環として、土曜授業を実施してきましたが、それに代わり、令和元年度からは、2学期開始日を早め、授業時数の確保につなげています。

また、就学援助費については、より有効に活用できるよう、新入学用品費に関する就学援助費について、支給時期を前年度末に前倒しし、家庭の負担を軽減しています。

今後も、子どもたちの可能性をより大きなものにするために、現状に満足することなく、さらなる学力の定着・向上に向けた取組が求められます。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
学力調査結果の活用	県と連携して児童生徒の学力や学習状況の検証を行い、全国学力・学習状況調査結果を教育指導の改善に活用します。
新しい学習指導要領に基づく学校教育の推進	幼稚園・小学校・中学校が連携するとともに、各学校において、新学習指導要領に基づく指導を実施します。
「確かな学力」の定着	各学校の学力向上推進委員会を中心に、全教育活動を通じて、児童生徒の基礎的・基本的な「知識及び技能」の一層の習得と「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指した教育を実践します。
学力定着の推進	従来の定期テストについて、単元テストと定着テスト方式に変更し、学力の定着と応用力の向上を図ります。また、「自主勉ノート」による毎日の積み重ねの学習活動を推進し、学力向上を図ります。
児童生徒の読書活動の充実	朝の読書活動、児童生徒のための「ブックリスト」作成、学校図書館の活用等、児童生徒の読書活動のさらなる充実を図ります。

(2) 教育内容の充実



■現状と課題

グローバル化の進展やICT技術を活用したデジタル化の推進等、社会の変化が加速度的に激しくなっている中、子どもたちが未来を生き抜くための多様な力を身につけるため、教科学習以外にも多岐にわたる教育の提供が求められています。

本町では、新学習指導要領の実施やデジタル教科書への対応と、国のGIGAスクール構想の実現のため、ICT環境整備を進めています。

一方、南海トラフ地震に備えた防災教育や、登下校中の不審者対策や防犯に対する教育、交通事故防止のための安全教育は重要な課題です。

GIGAスクール構想

- 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

これまでの教育
実践の蓄積

× ICT =

学習活動の一層の充実
主体的・対話的で深い学びの視点からの
授業改善

特別支援教育では、「サポートファイル～かがやき」の活用や、特別支援員教育の充実のため、支援員等の処遇改善を行い、人材確保に努めています。今後も、各小中学校に在籍する支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められます。

令和元年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略2019」では、近年の技術の進展に応じた初等中等教育からリカレント教育に至るまでの人材育成改革について、「各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育を推進し、具体的な社会課題と紐付けながら学習する環境を確保する」と提言しています。

今後、本町においても、技術の進展に応じた教育革新の動向を注視しつつ、国・県や大学とも連携しながら、教育現場への導入・実践に向けた研究を推進する必要があります。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
情報教育の充実	インターネットや電子メール等を利用し、情報を主体的に収集、判断、活用のできる能力と情報を取り扱う際のモラルを身につける情報教育を実践します。 また、教員へのプログラミング教育に関する研修も充実させ、新学習指導要領に基づくプログラミングに関する学習活動を推進します。 さらに、情報教育のための設備（パソコン、タブレット、ネットワーク等）・環境を計画的に整備します。
安全教育の充実	町立幼稚園・小学校・中学校が系統的に防災について学べるよう「松茂町学校防災推進会議」を組織し、各学校・幼稚園が情報共有を行い、町教育委員会として統一的な防災体制・教育の充実を図ります。
国際理解教育の推進	現在、中学校の総合学習で実施している異文化やさまざまな習慣を持った人々との交流体験の機会を通じて、日本や外国の文化・歴史に対する理解を深める教育のさらなる充実を図ります。
外国語教育の推進	幼稚園から学校まで、A L T（外国語指導助手）を活用し、外国語に慣れ親しむ機会を拡大するとともに、自分を積極的に表現したり、相手を理解したりする教育のさらなる充実を図ります。
国際交流事業の推進	これからの松茂町を担う中学生をオーストラリアのケンプシーハイスクールへ派遣し、学校訪問やホームステイを通じて、異文化への理解や国際感覚を醸成するため、「夢フライト国際交流事業」を実施します。 なお、国際交流事業の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、実施の有無を検討します。
国際交流体験のつどいの実施	松茂町国際交流協会との共催で年1回、月見ヶ丘海浜公園にて『国際交流体験のつどい』を開催します。県内大学に通う留学生と町内の小中学生、協会役員が日本の正月遊び、もちつき、凧づくりを通して交流を深めます。 なお、国際交流事業の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、実施の有無を検討します。
研究指定校の推進	言語、自然環境、学力向上に関する研究指定校等の活用・導入に積極的に取り組みます。
特別支援教育の充実	県内の特別支援学級における活動成果を活用し、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒への特別支援教育の充実に努めるとともに、保護者の意見を尊重した適切な就学指導に努めます。 また、特別支援指導員の研修や教育支援調査員への専門家の任命など、今後、子どもたちにとって適切な学びの場を提供するため、積極的に取り組みます。

施 策	内 容
「サポートファイル〜かがやき」の活用	特別支援教育コーディネーターを中心に、学校卒業後までも見通した特別な支援を必要とする児童生徒の「サポートファイル〜かがやき」を作成し、適切な指導と福祉・医療・労働等、関係機関との連携に努めます。
通級指導教室の充実	小学校における通級指導教室の充実と、そのための環境整備に努めるとともに、中学校における通級指導教室の設置について検討します。
相談支援体制の充実	関係機関や県内の特別支援学校と連携し、専門家による相談支援体制のさらなる充実を図ります。
特別支援教育への理解促進	特別支援学校及び特別支援学級の学習活動の成果等を地域において積極的に紹介し、障がいのある幼児・児童生徒及び特別支援教育に対する理解・啓発を推進します。
海外帰国・外国人児童生徒への支援	海外帰国や外国人の児童生徒の不安解消のための相談や、就学相談、学力の保障等、児童生徒・保護者の意向を尊重した進学相談等、相談体制の充実を図ります。
技術の進展に応じた教育改革の調査・研究の推進	国・県や大学とも連携しながら、STEAM教育など、技術の進展に応じた教育改革の教育現場への導入・実践に向けた調査・研究を推進します。



「STEAM教育」とは

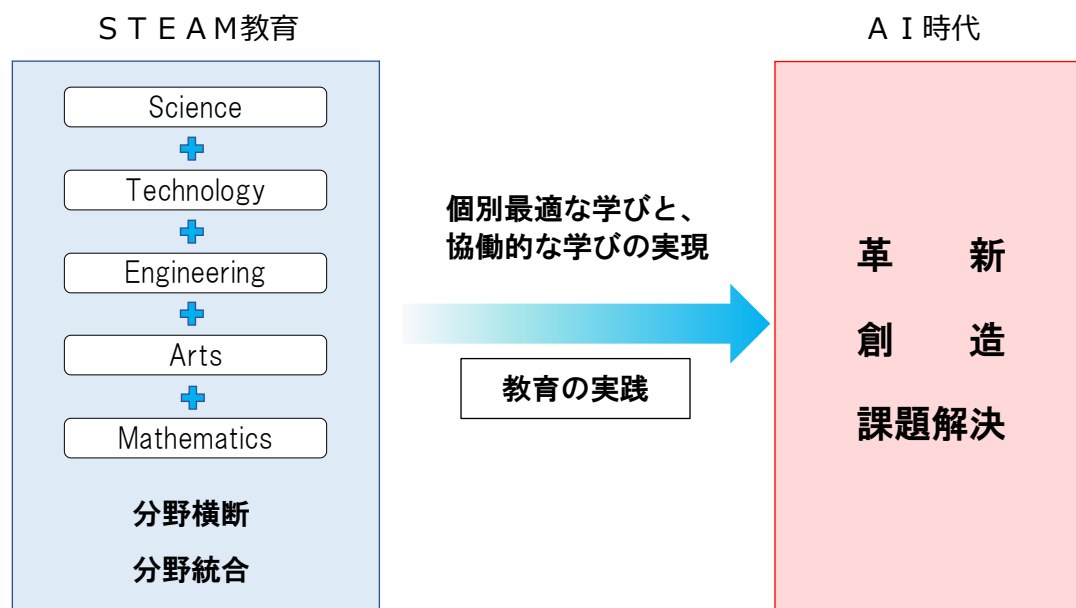
中央教育審議会が平成31年4月に示した「新しい時代の初等中等教育の在り方について」（諮問）では、STEAM教育について、Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育と定義しています。

「Art」については、Art（＝芸術）とされているが、そのみならず、人文・社会科学等を横断的に含む「Arts」（＝教養）という広い範囲で捉え方がよいのではないかと意見もあり、関連する様々な概念を含め、現在も定義については多様化しています。

AI（Artificial Intelligence：人工知能）の時代を生き抜くための教育の在り方として、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（教養）、Mathematics（数学）を関連づけた統合的な教育を行い、革新や創造、課題解決につなげるとの考え方であるといえます。

初等中等教育段階でのSTEAM教育の推進について、教育再生実行会議が示した令和元年5月の第11次提言では、「『総合的な学習の時間』や『総合的な探究の時間』、『理数探究』等における問題発見・解決的な学習活動の充実を図る」とし、そのために、「国は、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、人材活用も含め産学連携や地域連携によるSTEAM教育の事例の構築や収集、モデルプランの提示や全国展開を行う」と提言しています。

STEAM教育の概念（イメージ）



(3) 教育施設の整備



■現状と課題

学校施設の老朽化が進み、コンクリートの劣化等、修繕の必要がある箇所が多くなっています。情報設備・環境については、パソコンやインターネット環境は各学校とも整備されていますが、文部科学省の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」の水準値の達成と、GIGAスクール構想の実現のため、令和2年度、児童生徒1人1台端末と高速通信ネットワーク環境の整備を行いました。今後は、大型提示装置の全普通教室への配備等を計画的に推進することが必要です。

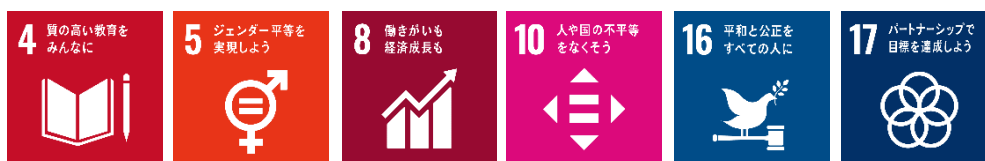
施設改修では、喜来小学校の学級数増加に伴う教室の確保、松茂幼稚園の駐車場の新設、地震によるブロック塀倒壊の危険を防ぐため、小中学校でのブロック塀改修工事などを実施しました。

今後も、すべての児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、あらゆる体格、年齢、障がいの度合いに関係なく「できるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインするユニバーサルデザイン」を取り入れた学校施設の整備を検討する必要があります。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
ユニバーサルデザインを取り入れた学校施設の整備	「教育施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対応とバリアフリー化を推進します。また、改築・改修の際には、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。
学校設備の環境整備	より快適な学校環境を維持・整備するため、ICT教育環境整備をはじめ、施設及び教具その他の設備の整備について年次的な整備を計画し、実施します。

(4) 教職員の資質向上



■現状と課題

教職員は、子どもの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在です。

そのため、幼稚園・小学校・中学校の連携を強化するとともに、研修等を通じて、職務に必要な資質や能力の向上を図ることが求められます。また、今後も学校評価や教育委員会活動の評価を町民に公表する取組を継続することで、改善を重ねていく必要があります。

一方、学校を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、学校への期待や役割がさらに拡大する中、時間外勤務等の教職員の負担は増加しています。教職員が一人一人の児童生徒とゆとりをもって向き合い、より質の高い教育が提供できるよう、教職員の業務の負担軽減と適正化などの働き方改革を推進する必要があります。

「チーム担任制」とは

松茂中学校では、令和2年度から「固定担任制」に替わる「チーム担任制」を導入しました。

「チーム担任制」とは？

刻々と変化していく社会の中を夢を持ち続け、たくましく未来を生き抜くために「自立した生徒」を育成していかなければなりません。「自立した生徒」とは「高い理念・強い思い・ゆるがない志をもって、自らが定めた目標に向かって努力を積み重ねる生徒」であり「毎日起こる色々なことに対して自ら考え、判断し、正しく行動する生徒」です。

チーム担任制は、このようなめざす生徒像の実現を目的として「全員の先生がチームを組んで、生徒に最適な対応(教育)ができるようにする仕組み」です。これは、全国的な課題となっている児童生徒のいじめ・不登校・自殺の問題に対して、未然防止や早期対応に効果があると考えます。

「チーム担任制」のメリットは？

複数の先生が、「担任」として一人一人の生徒に関わることで、思春期を迎え様々な課題や悩みを抱える中学生に、素早くかつ個に応じた対応や生徒の自己実現に向けて大きく成長する教育活動を行うことができます。

また、生徒にとっては、たくさんの先生と関わり、色々な価値観に触れることで、視野を広げ、人間関係を築く経験を深めることができます。さらに保護者にとっても、話しやすい先生を選んで相談することができるので、より充実した教育相談の機会をもつことができます。

よりよい教育環境づくりに向けて

松茂中学校では、めざす生徒像を実現するために、教職員全員がチームの意識をもって、問題の未然防止や課題解決に努めていきます。各自の得意分野を活かし合い、またベテランと若手が1つのチームになることで、教育の質の向上、ひいては生徒にとってよりよい教育環境づくりにつながります。そして、それこそがチーム担任制を通してつくり上げる「魅力あふれる松茂中学校」の姿なのです。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
教職員の適切な配置	中学校において、授業の質を高め、生徒の学力を向上させる「チーム担任制」を推進し、多くの教員の目が行き届いたきめ細かな指導を行います。
学習指導体制の充実	学級編制の弾力化、習熟度別指導の導入、小学校高学年での専科教員の配置等、本町に適した指導体制について、各学校との連携を図ります。
幼稚園・小学校・中学校の連携強化と教職員の指導力向上	各学校において、幼児児童生徒の実態や課題を的確に捉えた指導のための授業研究を行うとともに、幼稚園・小学校・中学校の連携を強化し、松茂町学校教育研究会の研修の充実を図ります。 また、関連機関における教職員研修に参加し、それを活かした学級経営・学校運営と教職員のカウンセリング能力の向上に努めます。
人権侵害の防止と早期対応	県の「児童生徒の問題行動に対する初期対応マニュアル」を活用し、校内研修を通じて全教職員の共通理解を深め、適切な生徒指導に努めます。 また、学校内での体罰やいじめ等の人権侵害の防止、問題の早期発見と早期解決に努めるため、教職員の研修、家庭・地域・学校・教育委員会及び専門家との連携や相談機能の充実を図ります。
情報管理体制等の強化	情報管理に関するトラブル防止や、教職員のコンプライアンス意識の高揚に向けた取組を推進します。
学校評価の実施	すべての学校で自己評価の実施、結果の公表・報告を行うとともに、学校関係者評価委員による評価活動を積極的に推進します。
開かれた教育委員会活動の推進	開かれた教育行政を推進するため、教育委員会自らが、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行います。 さらに、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに町民に公表します。
教職員の働き方改革の推進	県の「とくしまの学校における働き方改革プラン」を踏まえ、町の実態に応じた働き方改革に取り組みます。 また、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ります。

3

健全な体の育成と体力づくりの推進

(1) 健全な体の育成



■現状と課題

食事内容のバランスの悪さや運動不足などによる、子どもの肥満の問題が指摘されています。このため、食生活の見直しと運動習慣の定着が課題となっています。加えて、ストレスによる心身の不調等のメンタルヘルスによる課題や、アレルギー疾患を抱える子どもについて、子どもの状況を日々把握し、的確な対応を図ることが求められます。

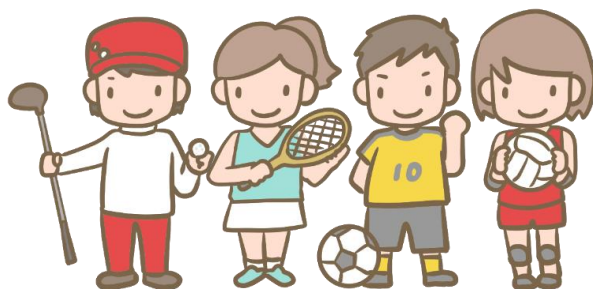
本町では、家庭での食生活の見直しにつながるよう、給食センターと学校が共催し、給食試食会を実施しています。また、小児肥満・生活習慣病の予防、心に不安を抱える子どもたちへの対応、感染症予防対策など、現在の課題について、養護教諭等と協議する場を持ち、学校保健委員会の開催内容に反映させました。運動習慣の定着に関しては、令和元年度からは、小学1、2年生を対象にネクストアスリートプロジェクトを始動させ、中学校に部活動指導員を配置し運動部活動の充実を図るなど、事業の充実を図っています。

また現在、小中学校において、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室を開催するなど、児童生徒の健全な体の育成に計画的に取り組んでいますが、今後も各小中学校において取組を推進していく必要があります。

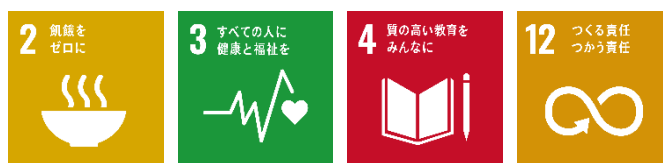
■施策内容と方向性

施 策	内 容
小児肥満・生活習慣病の予防	児童生徒の肥満や生活習慣病予防のため、医療機関や家庭と連携しながら、学校における計画的な健康教育を推進します。 さらに、専門医と協力し、年1回、学校保健委員会を開催し、課題や対応について話し合い、児童生徒の健康管理や保健だよりを活用した保護者への啓発活動を行います。
健康診断の実施	学校保健安全法で定める健康診断を毎年実施し、児童生徒及び教職員の健康課題に対する早期発見、予防につなげます。
いのちの教育の推進	幼児教育段階から、生命の大切さや性に関する基礎的・基本的な内容を正しく理解させるとともに、異性に関する諸課題に適切な意思決定と行動選択のできる教育を実践します。

施 策	内 容
薬物乱用防止教育の推進	インターネットやスマートフォンの普及により薬物等が身近になり、その乱用については低年齢化していることから、飲酒・喫煙・薬物乱用に関する正しい理解と望ましい行動選択ができる児童生徒の育成を目指し、青少年育成センター組合や警察等と連携して、薬物乱用防止教室の開催を推進します。
体力調査結果の活用	「全国体力テスト」による体力・運動能力を定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行います。
運動習慣の定着と体力向上	始業前や業間の時間を活用して外遊びを奨励するなど、学校教育活動全体を通して体力向上に取り組みます。 また、小学1、2年生を対象としたネクストアスリートプロジェクトを推進します。
部活動の活性化	今後も中学校に部活動指導員を配置し、運動部活動の活性化を図ります。



(2) 食育の推進



■現状と課題

町内には多種多様な食物アレルギーを持つ園児・児童生徒がいることから、各幼稚園・小中学校や保護者と給食センターとの連携を図り、個々に応じた対応を実施しています。

また町内では、朝食を食べていない園児・児童生徒も一定数見受けられます。学習面からみても家庭との連携を強くし、食生活を見直すことが必要となっています。

給食においては、食材を可能な限り県内産を使用するなど、安全安心な食の提供に努めています。また、町内で採れた野菜（レンコン、サツマイモ、チンゲンサイ等）を定期的に食材として利用し地産地消に努め、郷土食等も季節感のあるメニューを考え提供しています。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
食育の推進	「徳島県学校食育指導プランⅡ」に基づき、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力と望ましい食習慣を身につけるよう、計画的な食育を推進します。 また、朝食を摂ることの重要性について、給食だより等を通じて、園児・児童生徒及び保護者に対して啓発を行っていきます。
学校給食の充実	適切な衛生管理のもと安全安心な給食を提供するとともに、児童生徒に生きた教材として活用されるよう、学校給食における地産地消を引き続き推進します。 さらに、地域の郷土食や行事食を提供し、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるよう努めます。

(3) スポーツ活動の活性化



■現状と課題

現在、水泳教室をはじめ、町民運動会、松茂町少年駅伝大会、スポーツクラブチャレンジ大会、スポーツ体験DAY、歩け歩け大会などのスポーツイベント等を実施しています。歩け歩け大会は参加者の増が見られましたが、チャレンジ大会やスポーツ体験DAYは参加人数が減少しており、各イベント内容の見直しや参加促進の強化を図る必要があります。

体育施設については、平成29年度にテニスコートの改修工事を行いました。全体的に体育施設の老朽化が進んでおり、計画的な修繕が求められます。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
スポーツ教室の開催	生涯にわたるスポーツ、年齢に応じたスポーツの普及と定着のため、気軽に参加できるスポーツ教室の開催、スポーツ活動への支援を実施します。
スポーツ団体への支援	各スポーツ団体の活動を支援し、全町的なスポーツ機運の向上と活動の活性化を図ります。 さらに、子どもから高齢者までさまざまな年代が参加する総合型地域スポーツクラブの運営を引き続き支援します。
多世代参加型スポーツ活動の推進	スポーツに親しみながら健康増進と地域の連携、世代間交流が図られるよう、体育施設指定管理者や各種団体とも連携して内容の充実や参加人数の増加を図ります。
ニュースポーツの普及	ニュースポーツの普及と指導員の育成による振興について、広域における取組を引き続き実施します。
各種競技大会の支援	競技スポーツの成果を発表する場として、各種競技大会への出場を支援します。
健康増進のためのスポーツ・レクリエーションの推進	第二体育館のフィットネスジムの利用促進を図るとともに、地域や団体と協力して、健康に関する各種教室やイベントを開催します。
施設の計画的な改修	多くの町民が利用できる機能を備えるため、既存施設の計画的な改修と設備の充実を進めます。 さらに、施設の改築・改修の際には、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めます。
指導者・ボランティアの育成	町民のスポーツ活動を指導・コーディネートする指導者を育成するため、県が開催する指導者養成講座の受講を促進するとともに、スポーツボランティアについても、県と連携した育成支援をします。

4

こころ豊かな人間性の育成

(1) 人権教育の充実

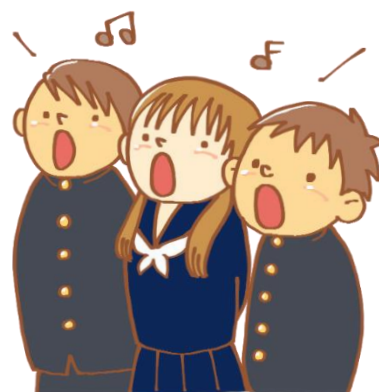


■現状と課題

すべての町民が、お互いの生命と人権を尊重し、思いやりの中に豊かな人間関係を築くことができるよう、研修会やイベントを実施しています。引き続き、町ぐるみの人権教育を推進し、さらなる人権意識の醸成を図ることが求められます。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
全町的な人権教育の推進	人権尊重の理念についての正しい理解と人権問題の積極的解決を図るため、関係機関との連携を深め、各種研修会やイベントを実施します。 さらに、行政職員の意識啓発に向けて人権や男女共同参画に関する研修の充実を図ります。



(2) 環境教育の充実



■現状と課題

町内では、ごみゼロの日の活動として、各小中学校において公園や海岸で清掃を実施し、自然を美しく保つことの大切さや、ごみの分別、リサイクル等についての学習を実施しています。

今後は、保護者も含め、すべての町民が環境に対して高い意識、関心を持てるよう、町ぐるみの環境教育の推進が求められます。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
環境教育の推進	ごみゼロの日の活動や地域の自然を大切にするなど、環境問題を身の回りのことから段階的に地球規模の視野で捉えるために、児童生徒の発達段階に応じた環境教育に努めます。
「新 学校版環境ISO」の推進	児童生徒が自ら目標を立て、学校全体でごみの減量やリサイクル、省エネルギー等に継続的に取り組む「新 学校版環境ISO」に取り組み、活動を通じて体験的・実践的な環境学習を推進します。
環境教育における地域連携	各学校において、地域・関係機関との連携や外部人材の積極的な活用を図ります。
県の環境教育との連携強化	県の取組と連携し、より広域における環境教育を推進します。

(3) 生涯学習活動の充実



■現状と課題

生涯学習事業、人権教育推進事業ともに、新たな講座を開講したり、定期的に研修会や講演会を開催したりと取組を続けていますが、参加者が少なく固定化しているという課題があります。町民のより多くの参加を促すため、ニーズに即した情報の提供・発信を行う必要があります。

また、読書活動推進事業においては、学校と図書館が連携した取組が活発に行われており、子どもの読書活動のさらなる推進が求められます。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
社会教育事業の充実	町民が生涯にわたり学習できる環境をつくるため、総合会館、図書館、資料館において、ライフスタイルに応じた学級・講座の充実を図ります。 さらに、健康増進、生きがいづくり、伝統文化の振興等と連動する学習活動・講座を企画します。
情報発信の充実	町民の主体的な学習活動を支援するため、町のホームページや広報による情報発信等、生涯学習活動を啓発する広報・PRの充実を図ります。
拠点施設の機能充実	生涯学習の拠点機能を高めるため、総合会館、図書館、資料館等の設備の充実を図ります。
文化・芸術活動の推進	学校の教科や総合学習・特別活動において、児童生徒が主体的に文化・芸術活動に取り組む教育を推進します。
松茂町子どもの読書活動推進計画(第4次)の推進	「松茂町子どもの読書活動推進計画（第4次）」に沿って、子どもの読書活動を推進します。

(4) 生涯学習団体の育成



■現状と課題

指導者・リーダーについては、高齢化という課題もあり、引き続き、人材に確保に努める必要があります。

子ども会の団体数、会員数ともに維持されており、連合会としての事業も継続的に取り組まれています。また文化協会については、ほぼ毎年新規加入があり会員数も増加しています。補助事業、会館の貸出し、文化祭での披露の場の提供などを通して、今後も活動が継続できるようサポートしていく必要があります。

また、人権教育の推進においては、関係各会、各団体ともに活発に活動を行い、その連携も図られています。今後はさらに連携を強化し、町全体における人権尊重の意識向上を促進することが求められます。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
指導者・リーダーの育成・確保	町民が自己の経験や能力を発揮する機会の拡充を図るため、県との連携を図りながら、地域における指導者やリーダーの育成及び確保に努めます。
活力と安らぎのあるまちづくりの推進	四季に応じた美しい花を育成する団体等が、町民を主体とした自主活動のモデルとなっています。引き続き、諸団体の自主活動を支援します。
大学との連携強化	町民の主体的な学習活動を支援するため、最新情報の提供、指導者の派遣、本町における学術研究（フィールドワーク）等、協定を締結している大学との交流・連携の強化を図ります。
人権教育推進体制の充実	全町的に人権尊重社会を実現するため、人権教育推進協議会、人権教育講師団、企業・職域人権啓発推進協議会の活動を推進し、諸団体間のさらなる連携強化を図ります。

(5) 青少年活動の推進



■現状と課題

本町では、学校、地域団体、商店街、企業などが連携して、青少年の非行を早期に発見・指導する体制の充実を図っています。また、松茂町青少年健全育成町民会議にて、学校関係者・地域団体・警察・補導センター・行政の連携を図っています。

板野東部青少年健全センター組合の街頭補導活動による補導人数は、近年、低水準で推移しており、これまでの取組が一定の効果をあげているものと考えられます。

今後も非行及び補導件数ゼロを目指し、地域、関係団体・機関、学校、行政の連携を図りながら、今後さらに取組を強化していくことが求められます。

また、読書活動推進においては、図書館のブックスタート事業等を通じて、読書のきっかけづくりや、乳幼児期の親子が触れ合う機会の提供に努めています。しかし、青少年期における読書離れが課題となっており、今後はその兆しが見え始める小学校高学年のうちから、対策を図っていく必要があります。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
青少年の居場所づくりの推進	青少年が放課後などを地域で気軽に過ごし、社会性・自発性・創造性を身につける拠点である、総合会館、図書館、資料館、運動施設等について、青少年が安心して利活用できるよう、適宜、各施設の修繕を行い、計画的な設備の充実を進めます。
地域ぐるみの健全育成運動の展開	各小・中学生の非行防止意見発表や講演会等を実施し、地域ぐるみの健全育成運動を展開します。
非行防止体制の充実	問題行動・非行防止に向けて、地域、地域、関係団体・機関、学校、行政の連携強化に努め、引き続き、青少年の非行を早期に発見・指導する体制の充実を図ります。
問題行動への支援対応	学校だけでは解決が難しい問題行動に対しては、県警察少年サポートセンターと県教育委員会を中心に関係機関で組織する阿波っ子スクールサポートチーム（ＡＳＳＴ）と連携し、児童生徒、学校及び保護者を支援します。
生涯教育における人権教育の推進	家庭・地域・学校・教育委員会が一体となり、年齢に対応した人権に関する学習活動や交流・体験活動の充実を図ります。
読書習慣の定着	子どもの読書習慣の定着と家庭での親子の触れ合う大切な時間を増やすため、ブックスタート事業の一層の普及を図ります。さらに、青少年世代の読書・活字離れが見られることから、学校図書室の充実等、その対策に取り組めます。

5

松茂町を愛するこころの育成

(1) 家庭・地域・学校・教育委員会の連携



■現状と課題

子どもたちを取り巻く環境の変化、学校が抱える課題の複雑化・多様化、教育改革や地方創生等の動向もあり、今後の学校教育の推進にあたり、学校と地域との連携・協働の重要性が高まっています。

本町では、学校と地域住民等が連携・協働して学校の運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を令和2年度に設置し、学校と地域が連携して子どもたちを育てるための制度を確立しました。今後は、制度の円滑な運営と定着、そして、地域と一体となった特色ある学校づくりに向けた各種取組の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現が求められます。

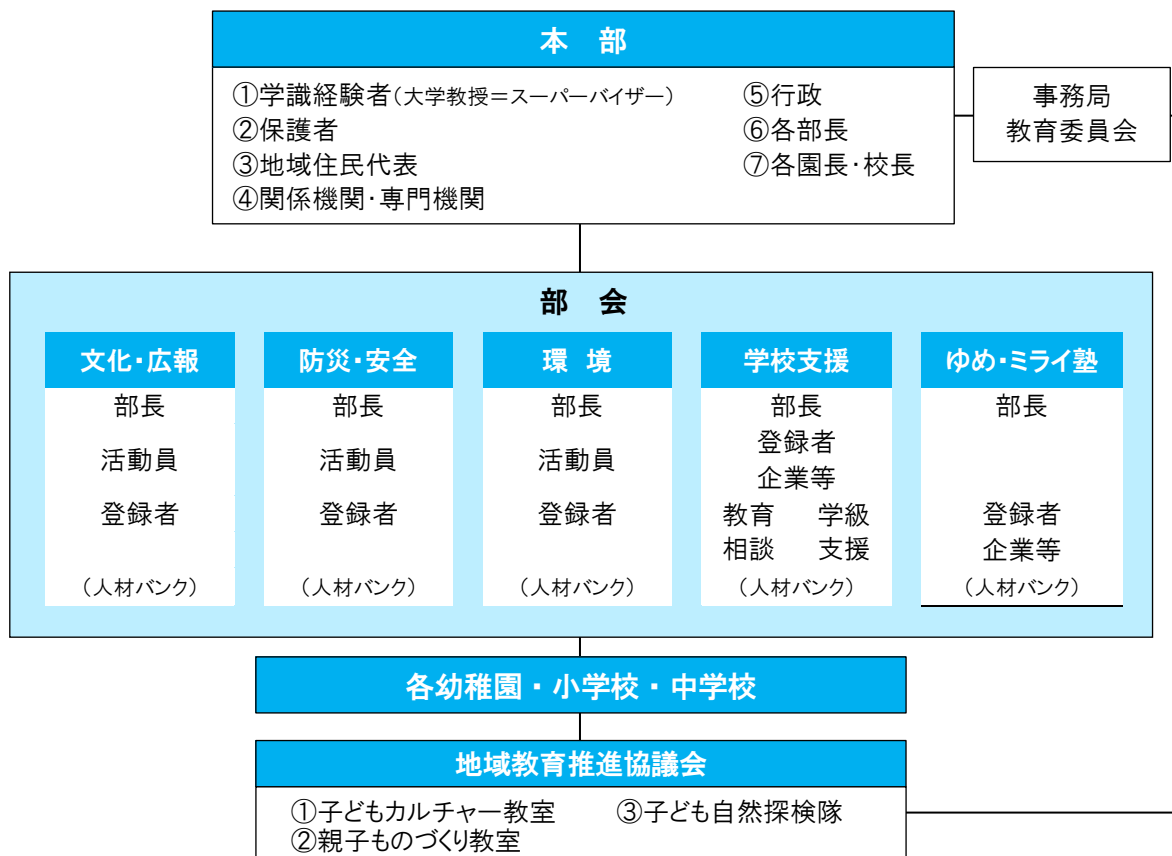
学校支援ボランティアの登録者数の増加、小・中学校総合学習支援における継続事業に加えた資料館の出前授業の開催など、家庭・地域・学校・教育委員会が連携した各種活動の充実が図られています。各種活動は、年によって参加者の変動はあるものの、ニーズが高いことから、今後も継続・発展していくことが求められます。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
コミュニティ・スクールの推進	学校運営協議会の本部のもとに、「文化・広報」「防災・安全」「環境」「学校支援」「ゆめ・ミライ塾」の5部会を設け、各幼稚園・小学校・中学校と、地域教育推進協議会との連携を図りながら、松茂町コミュニティ・スクールの取組を推進し、地域と一体となった特色ある学校づくりを推進します。
家庭教育の充実	幼稚園・小中学校で家庭教育学級を開催し、生命の大切さや生きるものの意味について考える機会を設けます。 また、各PTAと連携した「家庭教育支援チーム」の設置を検討します。
「早寝早起き朝ごはん運動」の推進	子どもの生活リズムの向上を目指す「早寝早起き朝ごはん運動」の普及を図ります。
PTAとの連携・協働の推進	PTA活動の活性化を図り、家庭・地域・学校・教育委員会がそれぞれの役割を果たし、連携しながら、保護者が積極的に子どもや学校に関わっていく気運の醸成に努めます。 あわせて、PTA参加促進のための啓発活動に、さらに注力します。

施 策	内 容
郷土に愛と誇りを感じる教育の推進	地域の人材や団体、資料館との連携をさらに進め、郷土や地域の伝統や文化への理解促進と地域の発展に尽くした先人の生き方を学ぶ機会の充実等に積極的に取り組み、郷土を愛し、郷土を誇りに感じることができる心の育成に努めます。
社会教育施設と学校教育施設との連携の充実	図書館や資料館等の社会教育施設の機能を有効に活用し、総合学習や職業体験等の一層の充実を図るため、幼稚園・小中学校とのさらなる連携を推進します。
子ども体験活動の充実	子どもたちが地域の大人や自然と触れ合う、「子どもカルチャー教室」「子ども自然体験隊」「親子ものづくり教室」を開催し、今後も地域の中で子どもたちが自主的に学習・体験をする場を提供します。
放課後児童クラブにおける学習支援	放課後児童クラブの指導員とは別に、宿題を見守る学習支援指導員を配置し、児童が宿題を積極的に取り組むことによって、学習が生活習慣の一部として身につくことをサポートします。
不審者対策の推進	子どもたちの安全を守るため、より一層の地域や関係機関と協力した活動に取り組みます。 さらに、警察や関係機関と連携した不審者情報の速やかな連絡体制の整備とともに、幼児児童生徒を犯罪や事故から守る安全対策の充実を図ります。

■松茂町コミュニティ・スクール(松茂町学校運営協議会)



(2) 文化・芸術活動の推進



■現状と課題

文化・芸術は、人々の創造力や表現力を高め、豊かな人間性を育むとともに、文化・芸術の振興は、人々が暮らすまちに潤いと連帯感を創出することが期待されます。

本町では、住民の自主的な文化芸術活動の活性化を図るため、文化協会などの文化団体の支援や、活動の場の提供を行っています。文化祭の芸能大会における参加人数、団体数は概ね維持されていますが、作品出展者数が減少しています。また、文化協会以外にもより多くの鑑賞者が参加するよう、今後は広報の仕方や文化祭の内容を充実させる必要があります。

また、個性あふれる文化の創造に向け、今後も、文化・芸術活動を推進する団体・個人に対する支援、文化・芸術に関わる講座・教育の充実が求められます。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
文化団体の支援、活動の場の提供	町民の自主的な文化・芸術活動の活性化を図るために、引き続き、文化協会等文化団体の支援、活動の場を提供するとともに、団体に属していない個人に対しても支援を行います。
文芸活動の推進、発表の場の提供	町民の自主的な文芸活動の向上を目指して、『図書館報 ふみよむひろば』を町の総合文芸誌と位置づけ、作品発表の機会を提供します。
学校における文化・芸術活動の推進	児童生徒が主体的に文化・芸術活動に取り組む教育を実践するとともに、発表や交流の機会の充実を図ります。
学校の部活動の活性化	学校支援地域本部や人材バンクと連携し、地域の人材や文化団体の協力による学校の文化部活動の活性化を図ります。
文化・芸術に関わる講座・教室の充実	総合会館、図書館、資料館を拠点に、文化・芸術に関わる講座・教室等を開催し、町民の自発的な学習活動を支援します。



(3) 文化財保護・伝統文化の継承



■現状と課題

有形文化財においては、基礎調査や保護を松茂町文化財保護審議会委員や地域住民との協働により行っています。無形文化財においては、各保存団体と連携を図り、道具整備の支援や公演機会の提供等、活動の活性化に努めています。

今後も、歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館を拠点に本町の貴重な文化財や歴史遺産等の調査・保護を図り、地域に根ざした伝統文化の継承・普及を進める必要があります。

また、有形・無形民俗文化財ともに保護・継承できる人材をいかに育成するかが課題となっており、今後は学校・社会教育施設・地域住民が連携し、文化財をまちづくりや地域づくりの基盤とする活動の活性化を図っていく必要があります。

■施策内容と方向性

施 策	内 容
文化財パトロールの強化	町文化財保護審議会委員とともに、国・県・町指定（登録）有形文化財のパトロールを行います。
無形文化財保存団体の活性化と後継者育成の推進	国・県・町や民間団体の助成制度を活用し、各保存団体の自主的な後継者育成事業を支援します。
多様な発表・公演機会の提供	各保存団体に、全国各地で開催される伝統芸能祭等の情報を提供し、継承した“技”を発表・交流する機会の充実を図ります。
伝統文化を学ぶ機会の充実	総合会館、資料館において、各種の伝統文化を学ぶ講座・教室を開催します。
文化財基礎調査・記録・振興	有形・無形文化財を保護・継承し、町民文化の向上に寄与するため、継続的な基礎調査による文化財の現状把握に努めます。
未指定文化財の保護・継承	地域が重要と認める未指定文化財を地域で守るための取組を実施します。
資料館・学校連携事業の推進	資料館・学校が連携し、地域の文化財や伝統文化について学ぶ機会の充実を図ります。
文化財情報の発信	町民の文化財への興味・関心を高められるよう、資料館企画展示・書籍・町広報・ホームページによる文化財情報の発信に努めます。
現代資料の収集と記録	「現代は未来にとって過去である」との観点から、現代資料（行政資料や町民活動の記録）を本町の文化遺産として資料館に収集します。
埋蔵文化財行政の充実	隣接自治体と協力して、埋蔵文化財に関する専門的な施策と広報を実施します。
講座・企画展の充実	歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館をより多くの人々が利用できるよう、講座・企画展の内容の見直しを図ります。

● 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて ●

これまで、日本を含めた先進国は、物質的な豊かさを求め、経済優先の開発を進め、成長と繁栄の道を歩んできました。一方、このことは、開発途上国との間で、貧富や教育格差の拡大、地域的な食糧難などの問題とともに、地球環境への危機を生じさせることとなりました。

このため、国際連合（国連）では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐるグローバルな諸課題の解決を令和12年までに目指すため、17項目からなる持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を平成27年9月の国連サミットで採択しました。

SDGsは、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的な目標で、令和12年までに実行、達成すべき事項を整理しています。“誰一人取り残さない（No one will be left behind）”という理念のもと、経済・社会・環境をめぐるグローバルな諸課題の解決を目指すものです。

わが国においては、平成28年5月に政府内にSDGs推進本部が設置されました。同年12月にはSDGsの実施指針が決定され、その達成に向けた地域での取組が進められています。

実施指針では、SDGsの目標の達成には、国や企業だけではなく、広く全国の地方自治体による積極的な取組を推進することが不可欠とされています。

このため、本町では、それぞれの施策におけるSDGsとの関連性を明らかにし、本計画の推進を通じてSDGsの達成を目指すものとし、本編中にはSDGsの17ゴールのうち関連するアイコンを付しています。

■ SDGsの17の目標とメッセージアイコン ■



資料：国連広報センター

資料編

1 アンケート調査結果

(1) 調査概要

調査対象者	[住民アンケート] 18 歳以上の住民の方
	[保護者アンケート] 幼稚園 4 歳児、小学校 2 年生・5 年生、中学校 2 年生の お子さんがいる保護者の方
調査期間	令和 2 年 7 月
調査方法	[住民アンケート] 郵送による配布、回収
	[保護者アンケート] 幼稚園、小学校、中学校を通じての配布、回収

● 配布・回収結果

調査対象者数（配布数）		有効回収数	有効回収率
住民アンケート	1,500 件	402 件	26.8%
保護者アンケート	436 件	360 件	82.6%

【スコア分類による分析について】

- P30・P31 に掲載している「満足度」、「重要度」については、以下の方法で回答結果をポイント化し、それぞれのスコアの平均値を基準として、スコア値を 4 つのセグメントに分類しました。

回答肢（満足度）	満足	やや満足	やや不満	不満
回答肢（重要度）	重要	やや重要	それほど重要でない	重要でない
スコア値	+ 2 点	+ 1 点	- 1 点	- 2 点

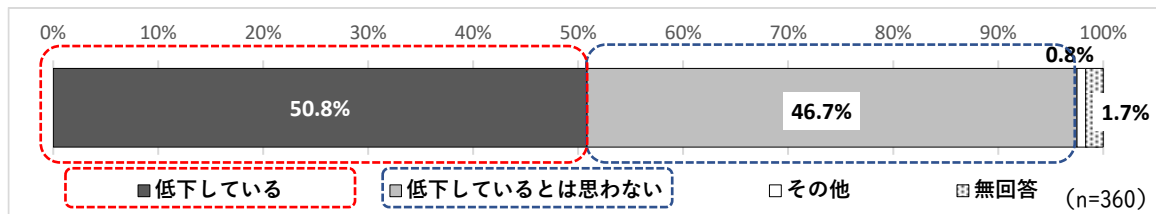
※スコア値については、回答結果を以下の基準でポイント化したものです。

(2) 結果グラフ＜抜粋＞

1) 子どもの道徳心や公共心

問【保護者】あなたのお子さんを含む周囲の子どもたちの、学校や社会のきまりを守ることなどの道徳心や、社会やみんなのために思うという公共心について、どうお考えですか。
(1つだけ○)

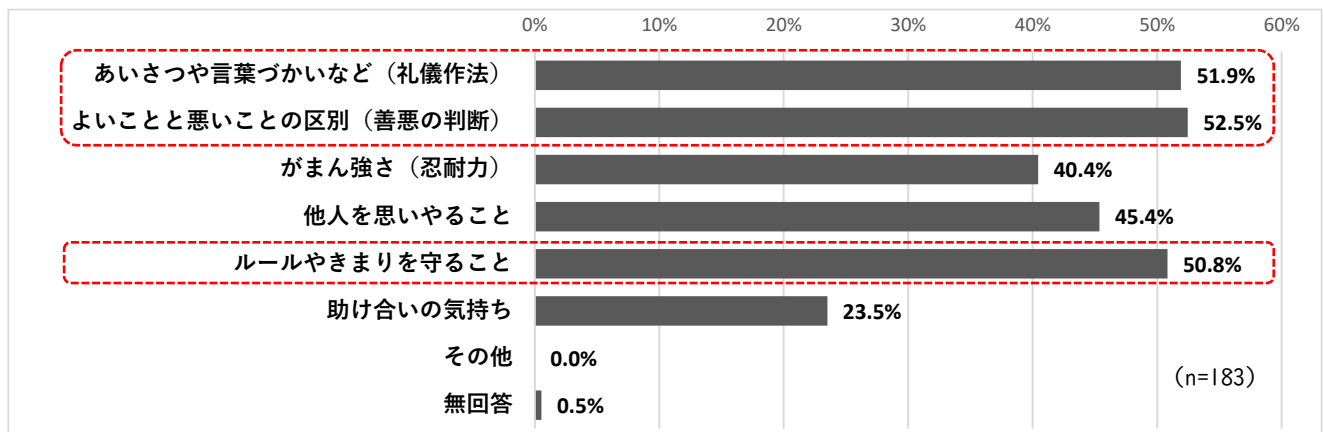
【保護者アンケート】



前問で「低下している」を選んだ人にお聞きします。

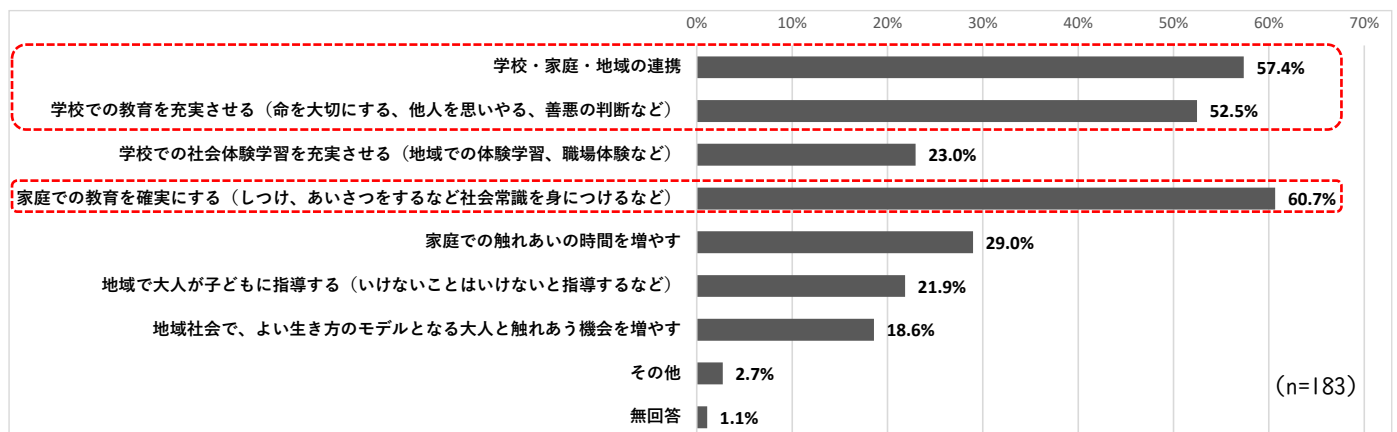
問【保護者】どんなところが低下していると思いますか。(主なもの3つまで○)

【保護者アンケート】



問【保護者】前問で選んだことを育成するには、どうしたらよいと思いますか。
(主なもの3つまで○)

【保護者アンケート】

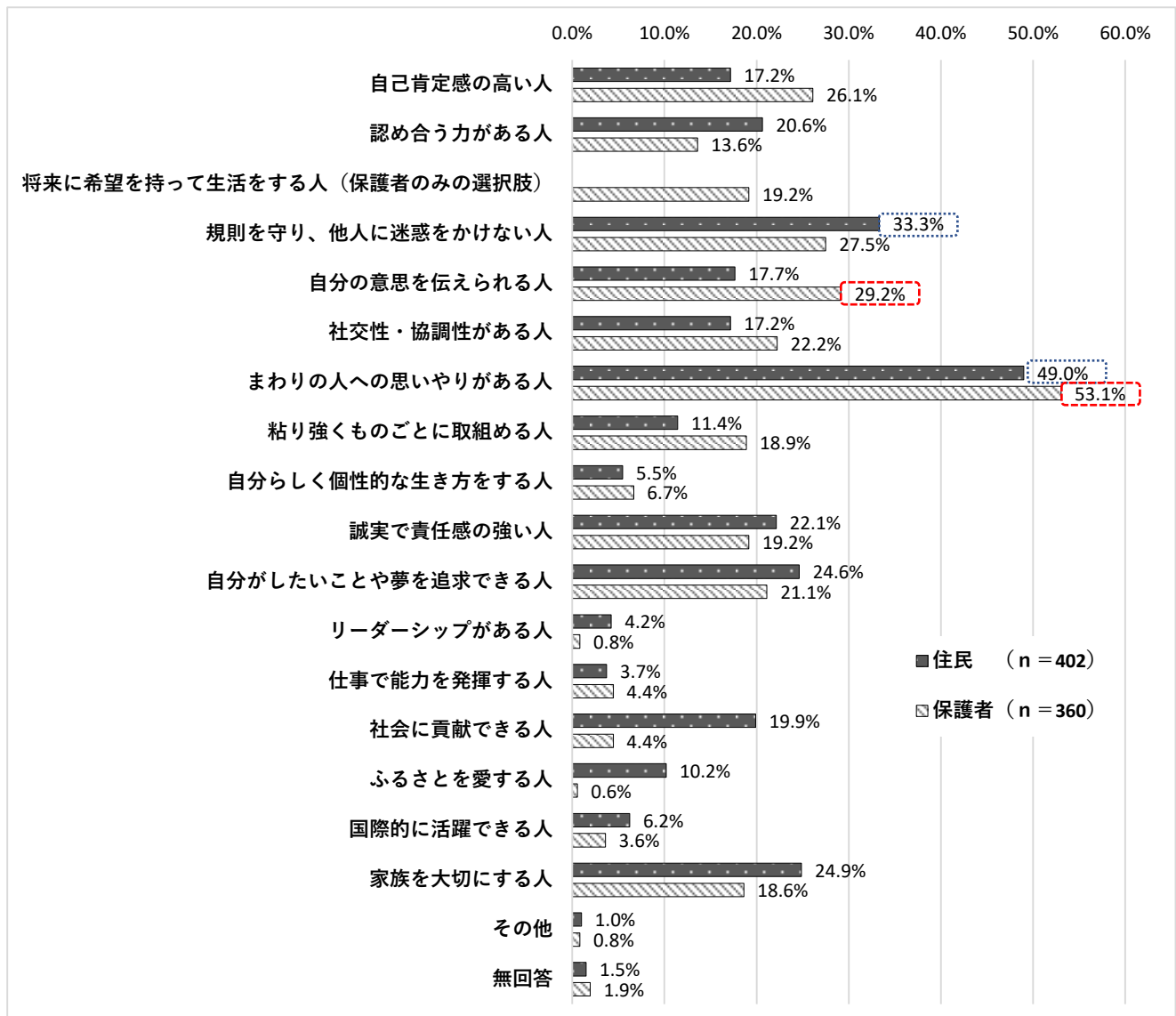


2) 希望する子どもの育ち方

問【住民・保護者共通】松茂町の子どもたちに、将来どのような人になってもらいたいと思いますか。（主なもの3つまで○）

【住民アンケート】

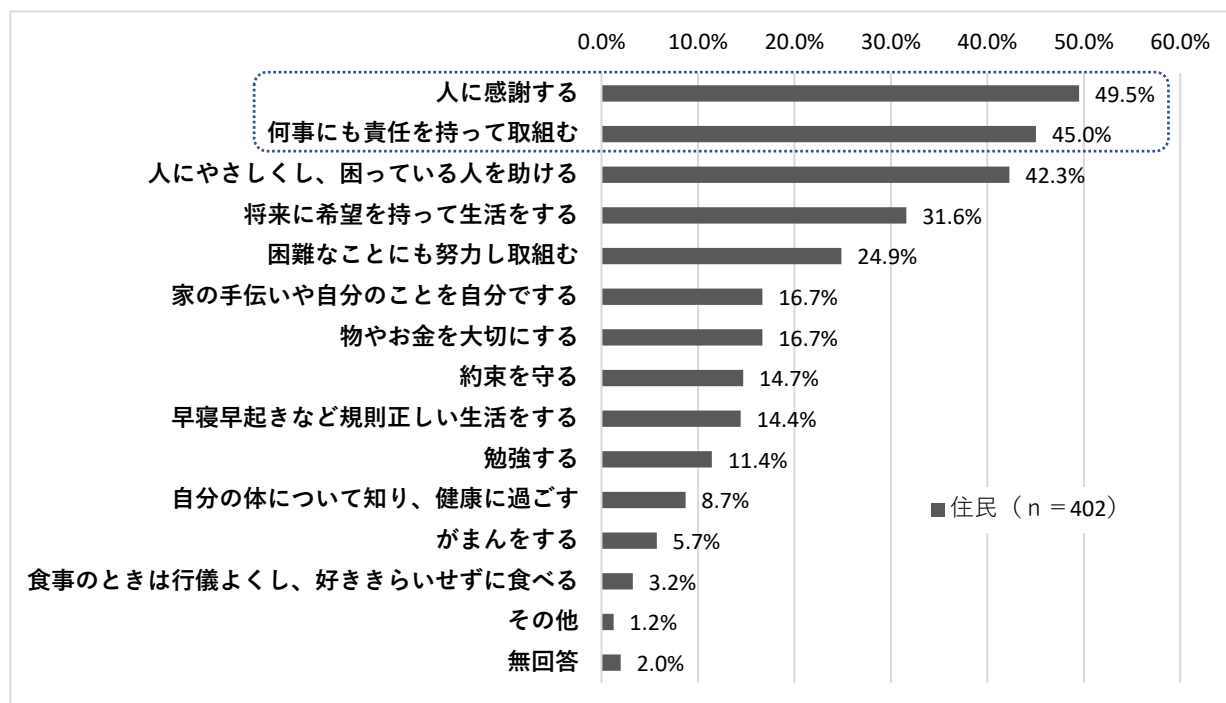
【保護者アンケート】



3) 幼少中の教育で身につけてほしい能力や態度

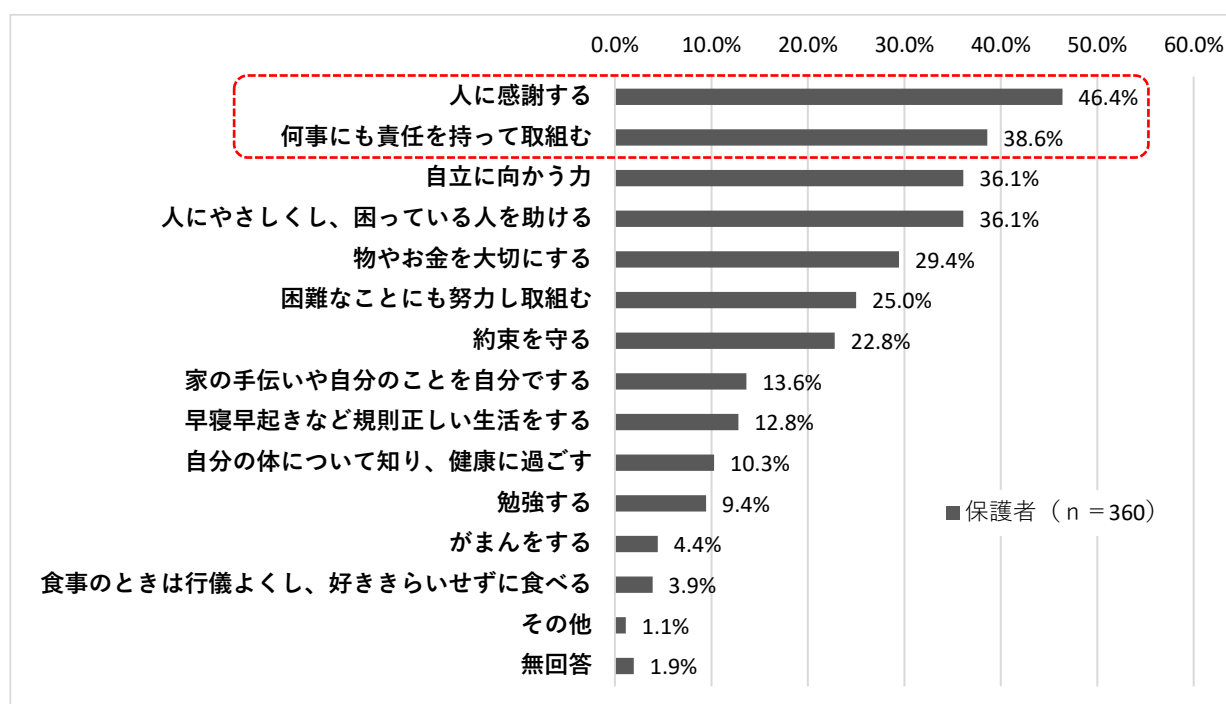
問【住民】松茂町の幼稚園・小学校・中学校の教育の中で、どのような能力や態度を身につけることが重要だと思いますか。(主なもの3つまで○)

【住民アンケート】



問【保護者】あなたが、お子さんに身につけてほしい能力や態度は何ですか。(特に望むもの3つまで○)

【保護者アンケート】

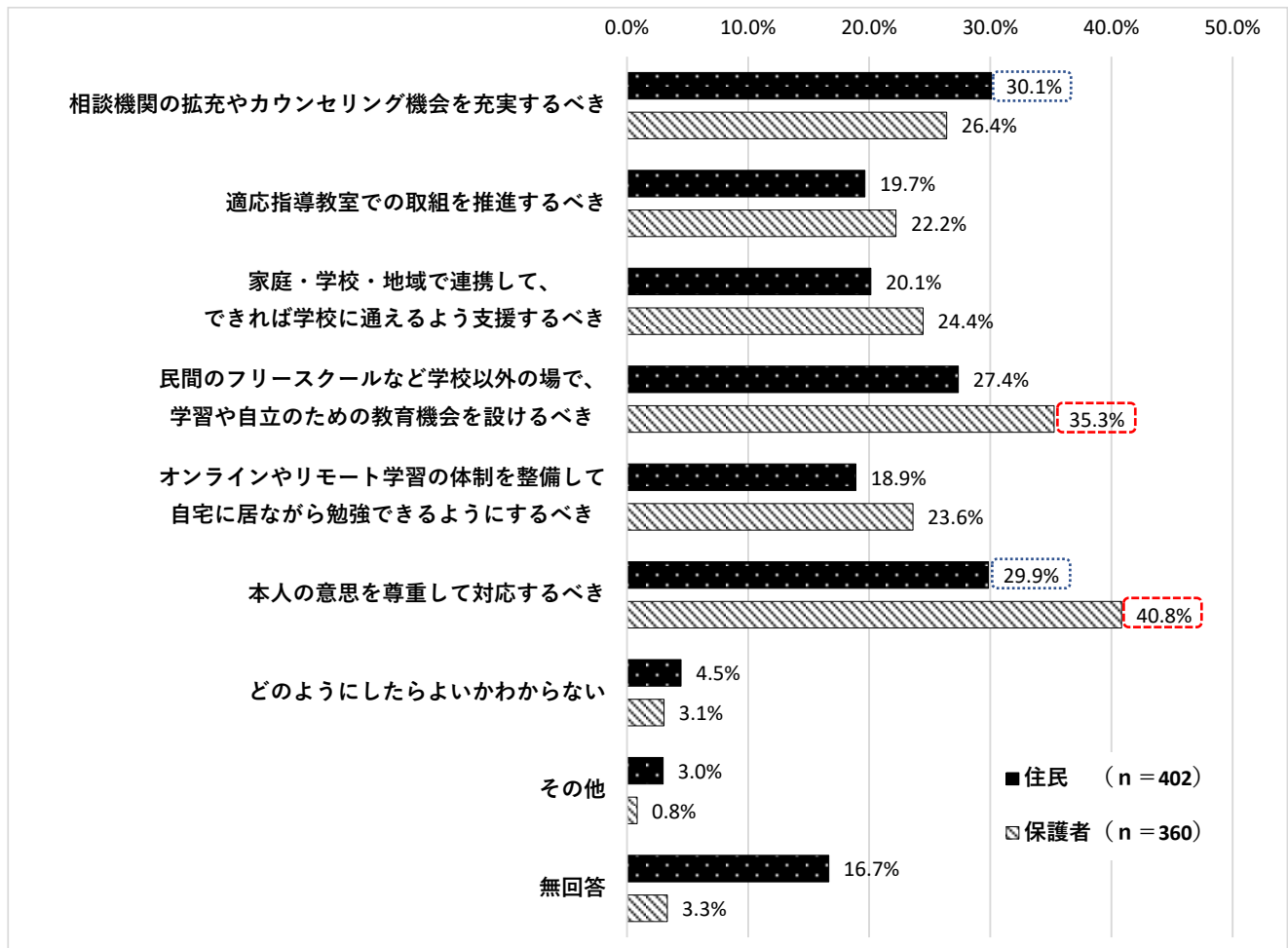


4) 不登校への対応

問【住民・保護者共通】不登校への対応が社会的な課題となっています。不登校への対応について、あなたの考えに近いものを選んでください（主なもの2つまで○）

【住民アンケート】

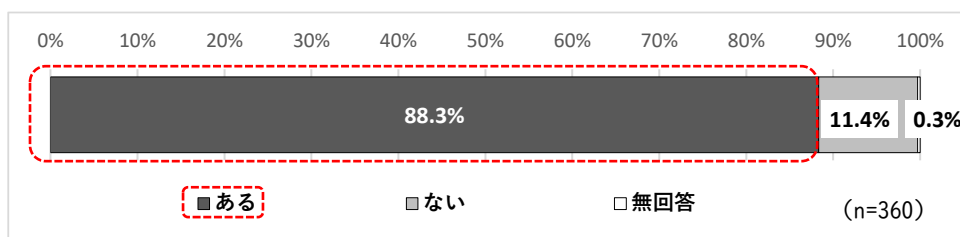
【保護者アンケート】



5) 子どもの情報機器の使用状況

問【保護者】お子さんがインターネット接続している情報機器を使える環境がありますか。（どちらかに○）

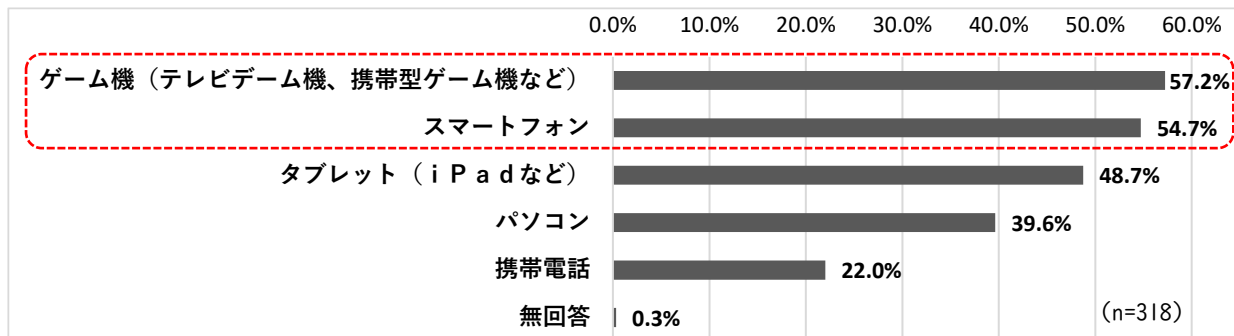
【保護者アンケート】



前問で、情報機器を使える環境が「ある」を選んだ人にお聞きします。

問 【保護者】それはどのような機器ですか。(あてはまるものすべてに○)

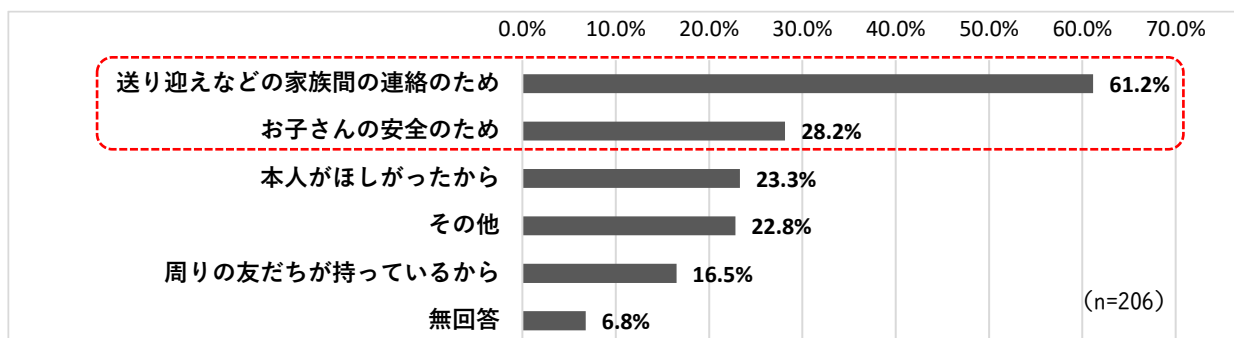
【保護者アンケート】



続いて、情報機器を使える環境が「ある」を選んだ人にお聞きします。

問 【保護者】お子さんに携帯電話やスマートフォンを持たせている理由は何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

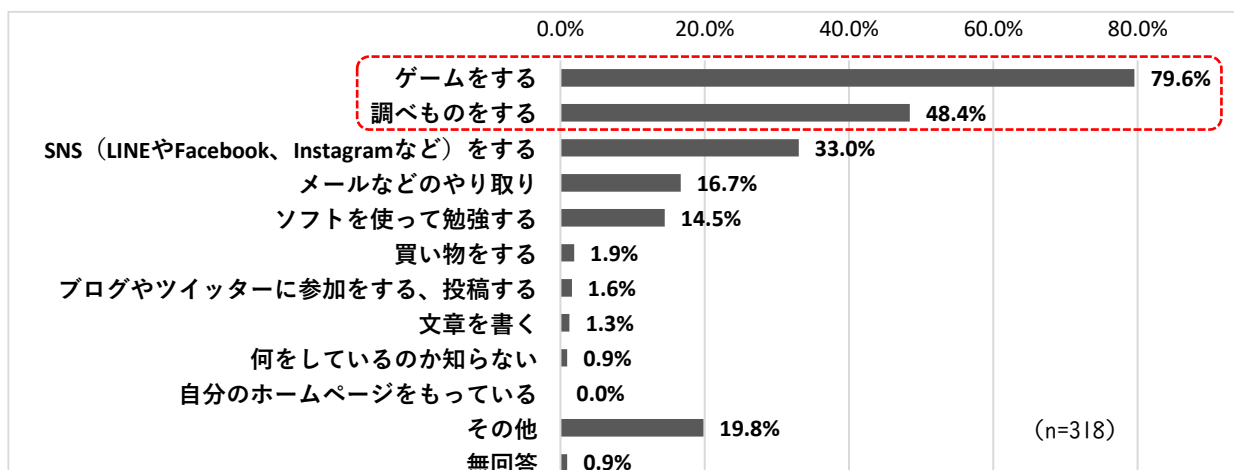
【保護者アンケート】



続いて、情報機器を使える環境が「ある」を選んだ人にお聞きします。

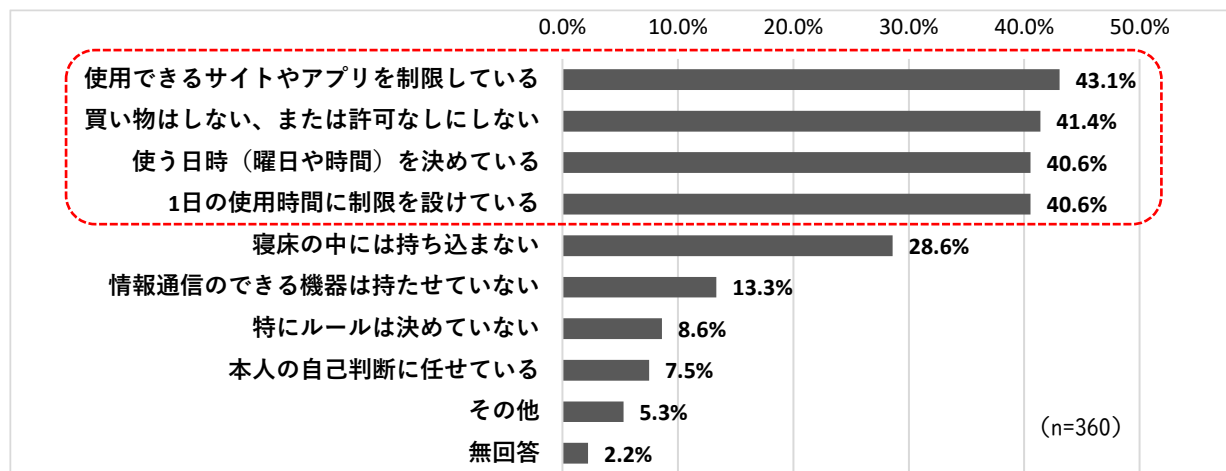
問 【保護者】お子さんは情報機器を使って何をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

【保護者アンケート】



問【保護者】情報機器の使い方についてお子さんとの間で家庭内のルールを決めていますか。
(あてはまるものすべてに○)

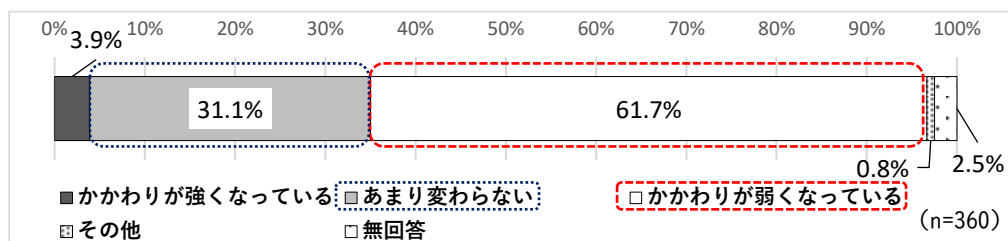
【保護者アンケート】



6) 家庭と地域のかかわりの変化

問【保護者】あなたが子どものときに比べ、家庭と地域のかかわりが変化していると思いますか。
(1つだけ○)

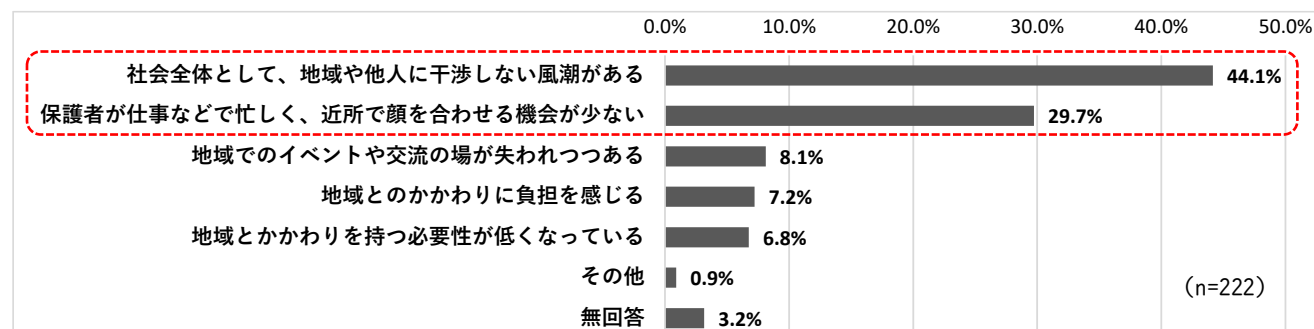
【保護者アンケート】



前問で、「かかわりが弱くなっている」を選んだ人にお聞きします。

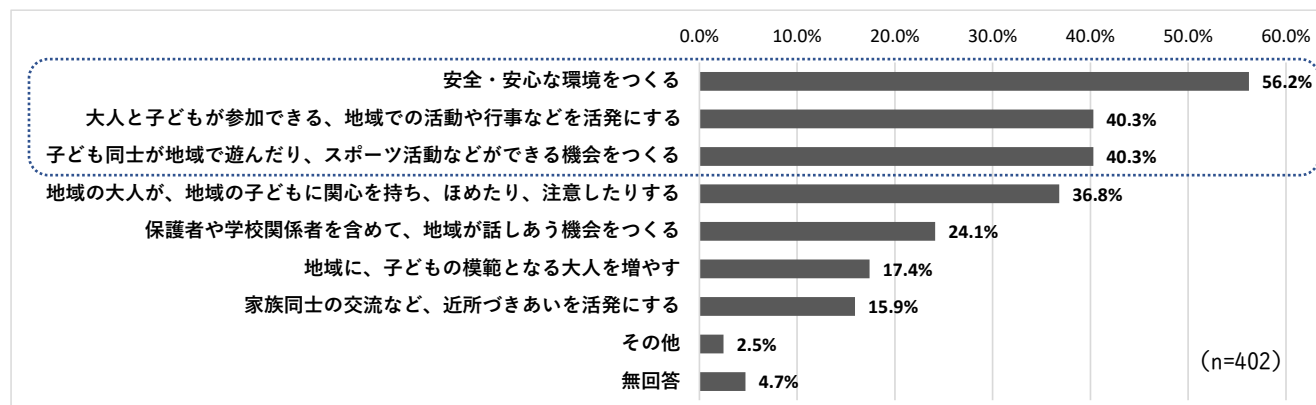
問【保護者】その原因は何だと思われますか。(1つだけ○)

【保護者アンケート】



問【住民】「地域の教育力」をより高めていくために、どのような取組が必要だと思いますか。
(主なもの3つまで○)

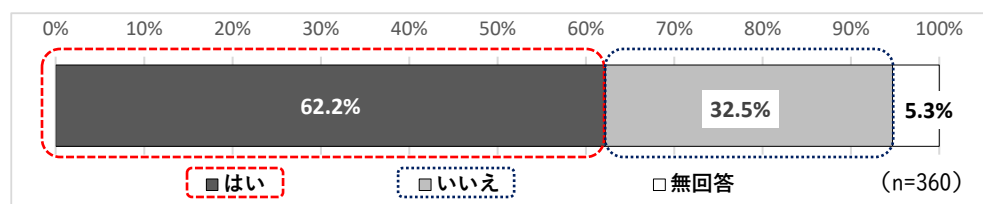
【住民アンケート】



7) 教育の場面での協力意向

問【保護者】あなたは、家庭・学校・地域などの教育の場面で、協力できる機会があれば協力したいと思いますか。(どちらかに○)

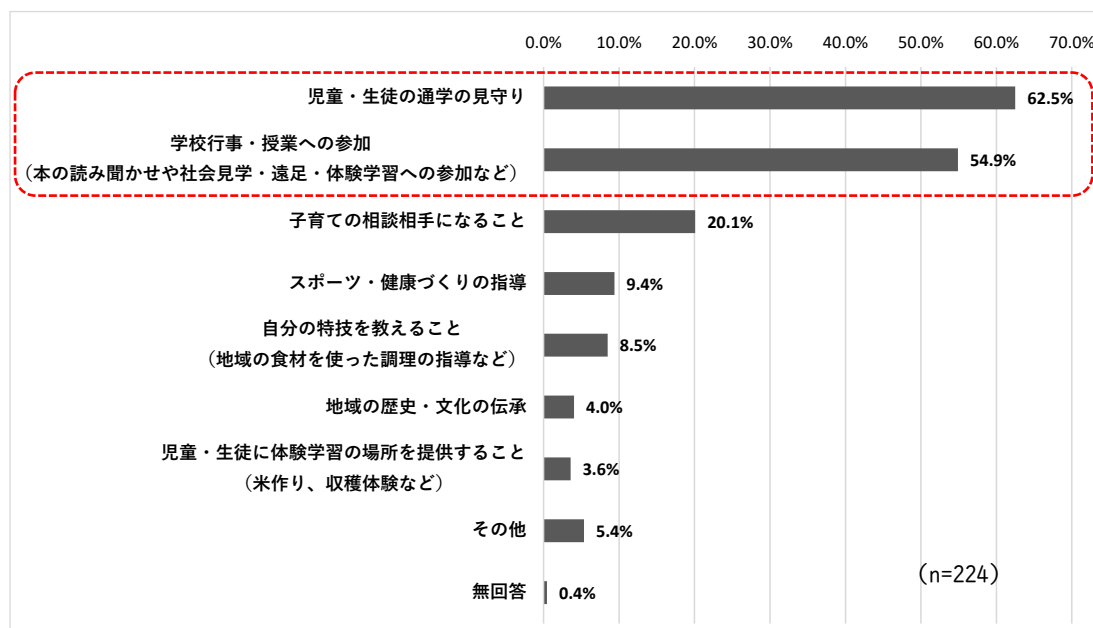
【保護者アンケート】



前問で、「はい」を選んだ人にお聞きします。

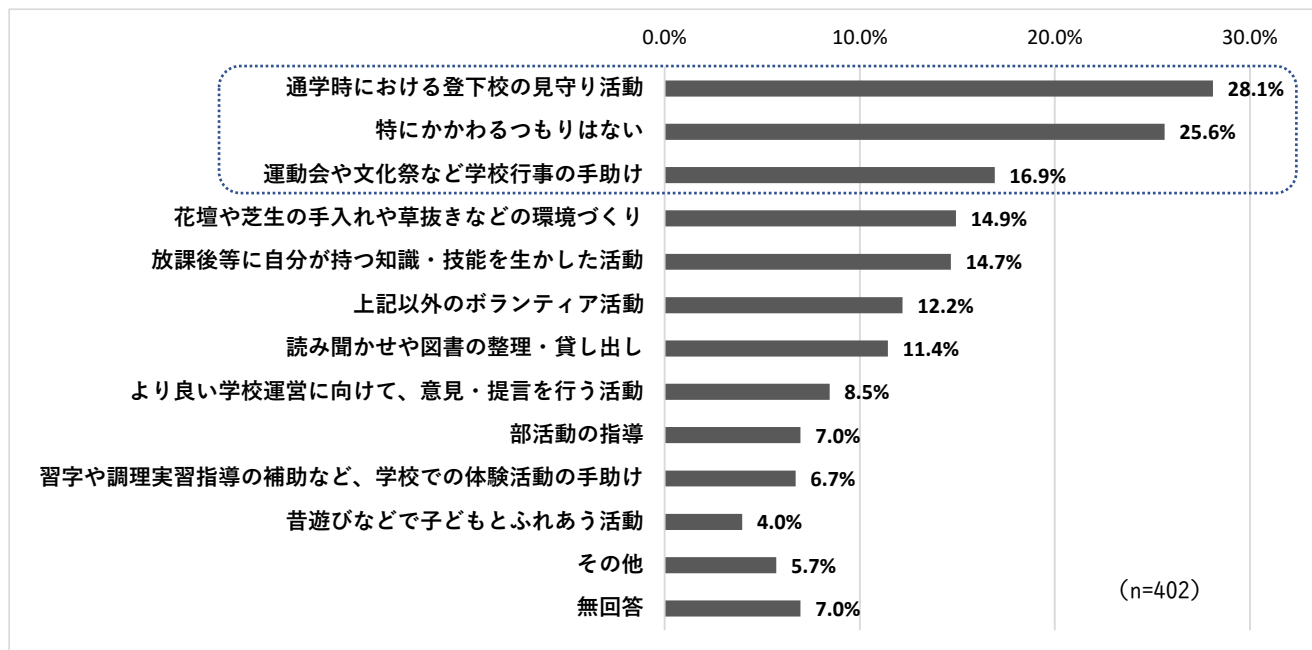
問【保護者】あなたが教育の場面で協力できること・したいことは次のどれですか。
(あてはまるものすべてに○)

【保護者アンケート】



問【住民】あなたは、今後、地域の学校に対してどのような活動でご協力いただけますか。
(主なもの3つまで○)

【住民アンケート】

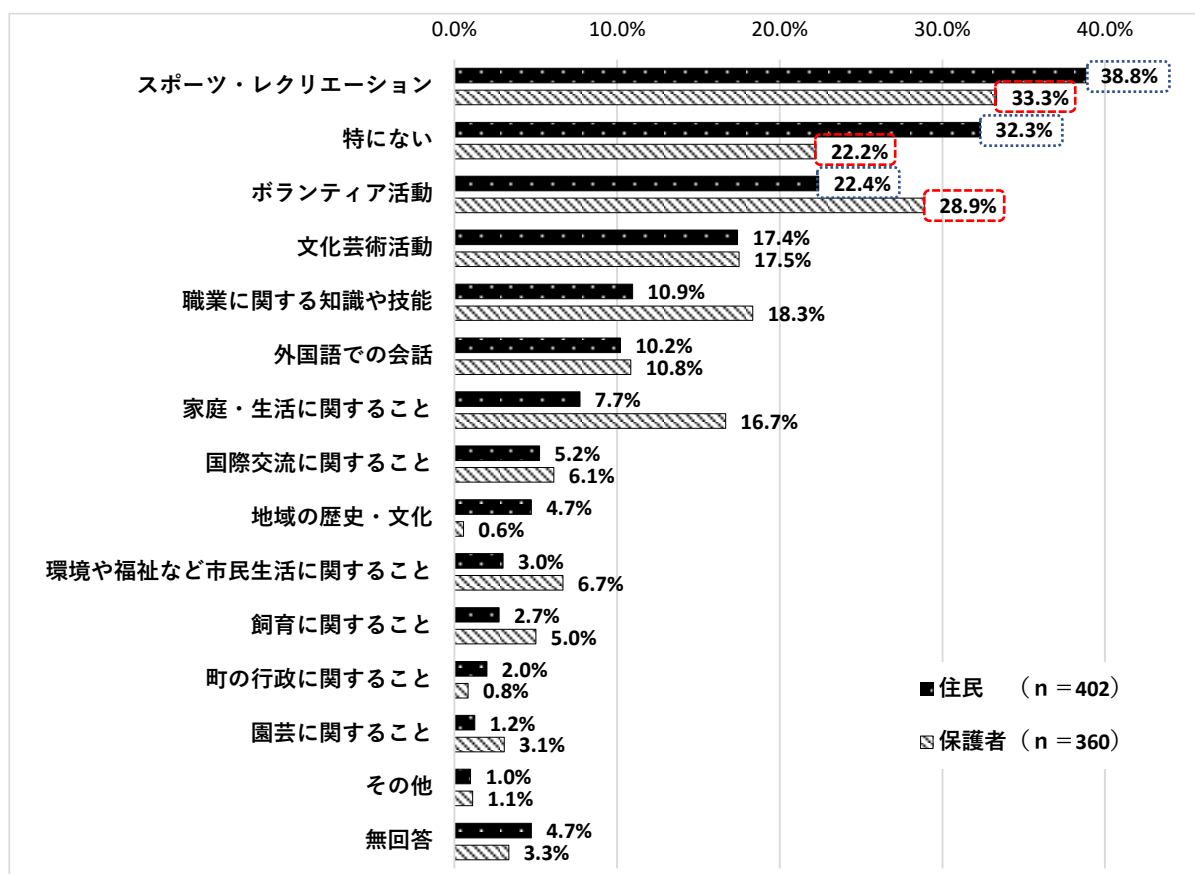


8) 生涯学習の推進

問【住民・保護者共通】あなたがこれまでにしたことのある習い事や学習活動の分野は何ですか。
(主なもの3つまで○)

【住民アンケート】

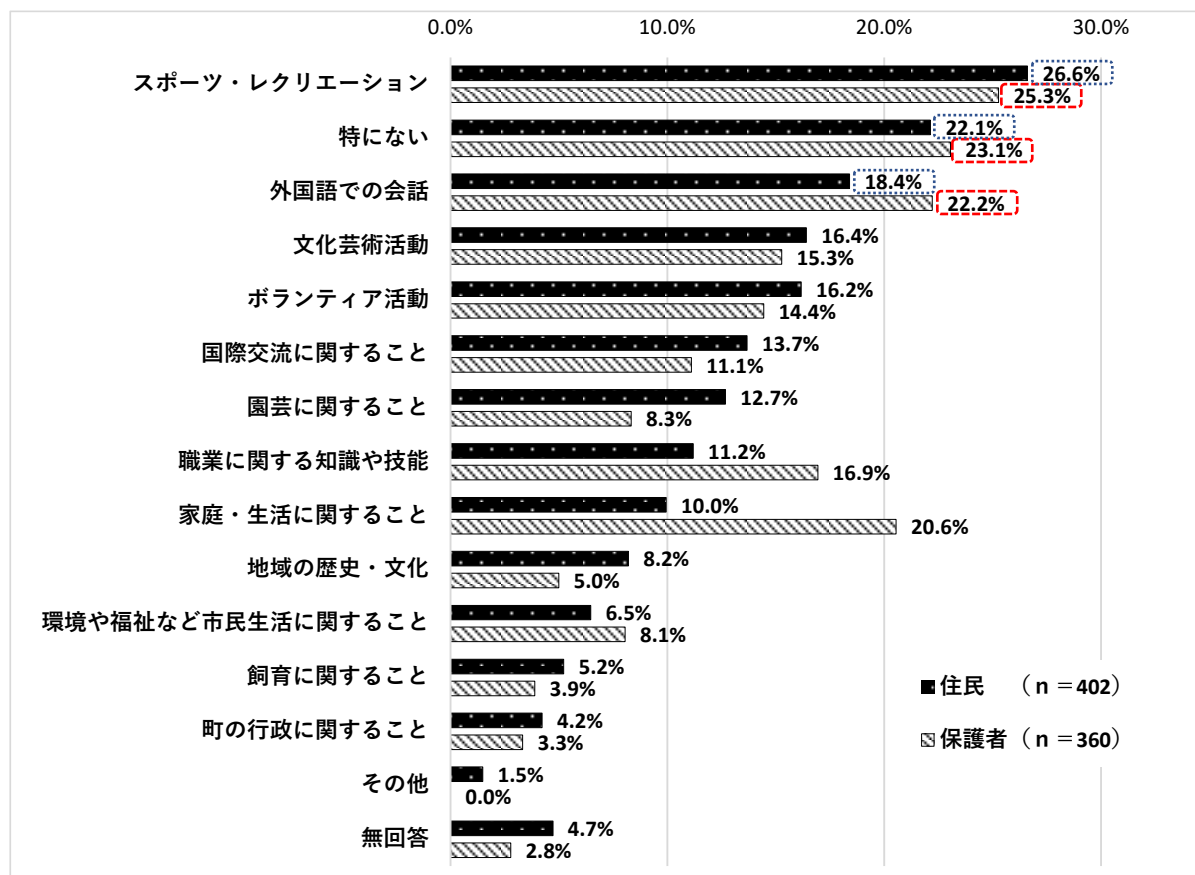
【保護者アンケート】



問【住民・保護者共通】 今後、あなたがやってみたい習い事や学習活動の分野は何ですか。
(主なもの3つまで○)

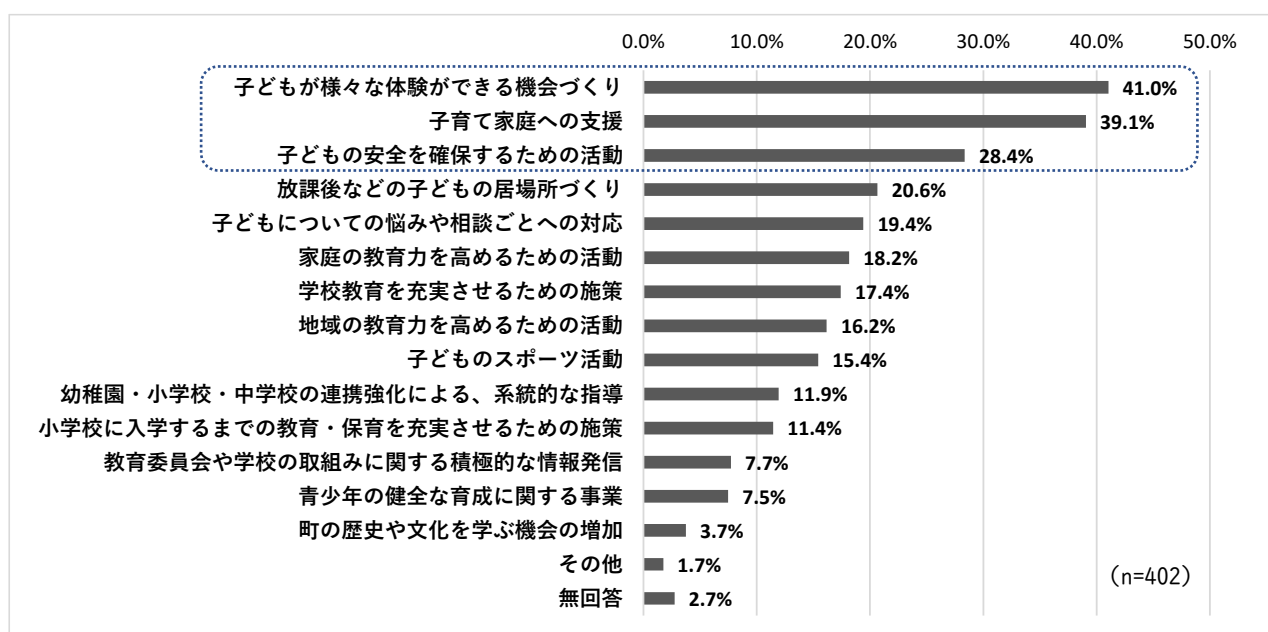
【住民アンケート】

【保護者アンケート】



問【住民】 松茂町の子どもが健やかに育まれるようにするために、町はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(主なもの3つまで○)

【住民アンケート】



平成 21 年 7 月 22 日
教育委員会要綱第 4 号

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、松茂町における教育振興の基本的な計画を策定するため、松茂町教育振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 委員会は、松茂町教育振興計画策定のための基本的事項及び計画案について、様々な観点から意見を述べるなど、松茂町が計画策定に向けた実務的な作業を行うにあたり、必要な検討を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者並びに別表の役職及び団体の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、松茂町教育振興計画の策定が終了するまでの間とする。

ただし、前条第 2 項に掲げる委員が、選任当時の職及び役職を離れるに至ったときは、当該委員は、委員の職を辞職したものとみなす。

2 前項ただし書きの規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長、副会長それぞれ 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第 7 条 会議及び会議結果の公開に関し必要な事項は、松茂町情報公開条例（平成 12 年条例第 44 号）に定めるところによる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

役職及び団体名
P T A 関係者
学校関係者
社会教育関係者
識見を有する者

第3期策定委員		
1	泰山 裕	鳴門教育大学 准教授
2	森 莊太郎	松茂町文化財保護審議会 会長
3	山元 幸子	松茂町人権教育推進協議会 会長
4	中川 滋美	松茂町社会教育委員 委員長
5	佐藤 富男	松茂町文化協会 会長
6	三石 順治	松茂町体育協会 会長
7	佐藤 央一	松茂町PTA連絡協議会 会長
8	中村 裕子	松茂幼稚園PTA 会長
9	近藤 太	松茂中学校 校長
10	中山 祐次	松茂小学校 校長
11	竹内 照記	喜来小学校 校長
12	安友 国仁	長原小学校 校長
13	阿部 清美	松茂幼稚園 園長

松茂町教育振興計画 第3期

発行年月：令和3年3月

発行編集：松茂町教育委員会

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地

T E L : 088-699-8719

F A X : 088-699-2141

E-mail : kyouiku@town.matsushige.tokushima.jp

松茂町教育振興計画 第3期

発行年月:令和3年3月

発行編集:松茂町教育委員会

〒771-0295

徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地

TEL:088-699-8719

FAX:088-699-2141

